



令和2年3月4日（水曜日）

第2回南三陸町議会定例会会議録

（第2日目）

---

令和2年3月4日（水曜日）

---

応招議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

---

出席議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町長	最知	明広君

會計管理者	三浦清隆君
總務課長	高橋一清君
企画課長	及川明君
企画課震災復興企画調整監	桑原俊介君
管財課長	三浦勝美君
町民稅務課長	阿部明広君
保健福祉課長	菅原義明君
環境対策課長	佐藤孝志君
農林水産課長	千葉啓君
商工觀光課長	佐藤宏明君
建設課長	三浦孝君
建設課技術參事 (漁港担当)	田中剛君
復興推進課長	男澤知樹君
上下水道事業所長	佐藤正文君
歌津綜合支所長	佐久間三津也君
南三陸病院事務部事務長	佐藤和則君
總務課課長補佐 兼總務法令係長	岩淵武久君

教育委員会部局

教育長	齊藤明君
教育總務課長	阿部俊光君
生涯學習課長	大森隆市君

監査委員部局

代表監査委員	芳賀長恒君
事務局長	三浦浩君

選挙管理委員会部局

書記長	高橋一清君
-----	-------

農業委員会部局

事務局長	千葉啓君
------	------

事務局職員出席者

事 務 局 長	三 浦 浩
主 幹 兼 総 務 係 長 兼 議 事 調 査 係 長	小 野 寛 和

---

議事日程 第2号

令和2年3月4日（水曜日） 午前10時00分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第16号 工事請負契約の締結について
- 第 3 議案第17号 工事請負変更契約の締結について
- 第 4 議案第18号 工事請負変更契約の締結について
- 第 5 議案第19号 工事請負変更契約の締結について
- 第 6 議案第20号 工事請負変更契約の締結について
- 第 7 議案第21号 業務委託変更契約の締結について
- 第 8 議案第22号 町有林樹木の売払いについて
- 第 9 議案第23号 町有林樹木の直営生産事業代行委託について
- 第10 議案第24号 公有水面の埋立てについて
- 第11 議案第25号 町道路線の認定について
- 第12 議案第26号 町道路線の認定について
- 第13 議案第27号 町道路線の変更について
- 第14 議案第28号 令和元年度南三陸町一般会計補正予算（第5号）

---

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第14まで

午前10時00分 開議

○議長（三浦清人君） おはようございます。ご苦労さまです。

本日も、昨日に引き続き議案審査に入りますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。また、特例でマスク着用ということでもありますので、普段よりも大きな声ではっきりと、質問する側も答弁するほうもよろしくお願ひしたいというふうに思ひます。

ただいまの出席議員数は16人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申し出がありこれを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三浦清人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において4番千葉伸孝君、5番後藤伸太郎君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

---

#### 日程第2 議案第16号 工事請負契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第2、議案第16号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

議案第16号工事請負契約の締結については、質疑が途中でありますので、昨日に引き続き質疑を行います。

最初に、建設課長より発言をしたい旨の申し出がありましたので、許可をいたします。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） おはようございます。

議事に入る前に、昨日2番議員からの質問に回答保留している部分がございますので、改めてお答え申し上げたいと思ひます。

質問の内容が、市街地における町道の廃止の手続の時期についてということでした。この件につきましては、平成29年6月議会におきまして議案第68号として廃止の手続、それから同じ議会におきまして議案第69号として町道の認定の議案を提出させていただいております。それぞれ内容、議論いただきまして、議決をいただいているというところでございますので、その後廃止、それから認定の手続を進めて今日に至っているという状況でございますので、よろしくお願ひいたします。

- 議長（三浦清人君） それでは、引き続き質疑に入ります。質疑願います。4番千葉伸孝君。
- 4番（千葉伸孝君） この議案に関しては、昨日から続いているということなので、若干聞き逃したり不鮮明なところがあるので、再質問になる部分もあるとは思いますが、その辺答弁よろしく願います。

この土地に関しては、2回の入札不履行がたしかあったような土地と私は記憶しています。そういった中で、今回のABCの土地の町での利活用ということからいけば、どんなことを考えているのか。今月9日に、拡大して開園される部分の駐車場とか、いろいろな祈念公園のための用地として町所有の土地は使われるのか。

あと、今回この図面を見ると斜線、片方の斜線と交差している斜線の部分がありますが、この片方の斜線は個人所有の部分で原形復旧で地権者に返すと、そういう意味合いだと思いますがその辺の確認と、あと交互している斜線の部分の土地というのはどういった部分なのか。その辺、お聞かせください。

あと、この緑色の部分があるんですが、不陸整正というような形の名前なんですが、この部分ってこのままで町は何も手をつけないと。それはなぜならば、この高野会館の地権者の部分なので、町は何の手もつけないままということの判断でよろしいのでしょうか。

4点ぐらい質問したと思いますが、説明をお願いします。

- 議長（三浦清人君） 復興推進課長。

- 復興推進課長（男澤知樹君） 済みません、答弁漏れていたら指摘いただければと思います。

まず、ご質問のとおり本工事につきましては、2回入札が不調でございました。今回3回目ということで、指名競争入札に切りかえて入札を執行した結果、株式会社田名部組さんが落札したという経緯がございます。

あと、2点目の利活用の部分でございますが、私も細部説明でも申し上げさせていただきましたが、このエリアにつきましては自然的土地利用を図る考えでございます。そのために、この工事におきましてその基盤を整備するということです。基盤を整備した後の利活用でございまして、緑地であったりあとは木を植えたり、汐見町エリアの防潮堤の背後につきましては松を植樹しようというふうな計画を考えております。Aエリアですかね、公園の北側につきましては祈念公園の入り口部分にも当たるということもございまして花卉類ですか、そういったエリアにしていこうかというような青写真は持っております。

あと、個人の土地の部分でございまして、現在あの一帯、議員ご承知のとおり仮置土、残土が約15万立米ほどございます。その土を使いながら整地をしていくわけですが、1.5

メートル程度ですかね、1メートルから2メートル程度の盛土がなされるわけですので、斜線の部分の土地がそのままであれば当然水がたまってしまいますので、その部分は周辺と同じぐらいの高さまで、機能補償的にですけれども盛りさせていただきたいというようなお願いを、個々にさせていただいているというところがございます。

あと、緑の部分と不陸整正と書いてある部分でございますが、基本的に緑色で着色したエリアはこれは高野会館の所有地の周りということでございます。このあたりにつきましては、これも議員行かれてわかっておられるかと思うんですけれども、震災直後の状態のままで水たまり等が発生しておりますので、一定程度水たまりを解消するための整地を行いたいというものでございます。

漏れていましたら、また指摘いただければと思います。以上です。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 町のほうではいろいろな利活用を考えているということなんですが、やっぱり花を植えたり木を植えたりというような形の一般的なものでしかない。特別にこの土地に関しては、祈念公園の一部としての扱いかないというような形の課長の説明と判断しました。

あと、斜め斜線というのは、ここに1つあるのは旧郵便局あった部分が、やっぱり斜め斜線だと思うんですが、これは個人所有というような判断でよろしいのでしょうか。そして、斜めの交差している部分がちょっと何なのか、今の説明にはなかったような気がしたので、その辺後でお願いします。

あと、昨日の議論の中で当該事業者と町との関係の中で「言った」「言わない」「書面で送った」「送らない」、こういった議論が毎回のようにこの土地、高野会館の場所についてはそういった議論がされているのですが、あくまでもこれは課長、復興推進課長・建設課長、それが当たっている部分で、町で事業をしている事業所の問題ということで、こういったややこしくなっている事案については私は佐藤仁町長が「こういったわけなんで、理解してくれ」と。理解できなかつたら、お互いに歩み寄っての良案を設けるべきなんですが、いつも言うのは復興推進課長と建設課長が「言った」「言わない」というような形の考えなんですが、今後この辺がこの高野会館部分だけが一部整地が終わって、今の形で残った場合の環境のバランス、それを考えた場合にはこれを町長みずからがどうしたらいいかということ、当該事業所に私は当たるべきだと思うのですが、その辺の考えあるかないか、その辺お聞かせください。



あとは、震災が起こってから土地の換地を初め土地の買い上げ、いろいろなことがありましたが、その中でいろいろな問題が私の耳には入ってきています。単純に言えば、町とUR都市機構が基礎瓦れきの撤去や、あと残土の置き場ということで、残土の置き場を了解していないのに残土が置かれたと。その方は、もう残土置かれてしまって泣き寝入りのような話をしていました。

もう1人の方は、土地をここと言われたんだけど、なかなか納得しないと。そういった場合に、自分の持っていた土地を強制執行しますというような形の強権的な、強制的なそういった動きもあったような話をされていて、結局それも泣き寝入りというような、町民の皆さんは町の復興を考えて妥協している部分があるんですが、そういった優しい町民の反発しない声に関して、それをいいことに復興を進めているという部分も多いとは言いませんが、多々私はあるように感じます。これで、町民が納得していく復興につながっていくのかということや、常々仲間うち、そしていろいろな話からの意見をいただきながら私も考えていますが、やっぱりおかしいなというような感じを持っています。この最大の問題の部分が、この高野会館に今集約していると私は思っています。

そして、高野会館さんに関してはホテル事業をやっていますので、ホテルに関しては陸前戸倉駅がなくなった、長距離バスのバス停がなくなったと。そして、最後のとりでとして私はこの高野会館を利用して、震災からの復興をホテル側は願っているように思っているんですが、とにかく次から次とやっぱりホテル側にとってはマイナスの部分が、どんどん町のほうで鼻を折るような形でもっていつているような感じがします。ですから、町外から来るお客さんたちへのしっかりしたホテル経営ということで、「民宿はいやだ」「民泊もいやだ」という方の受け皿としてホテルがあるように、私は思っています。

そういったことから、町のほうでこの高野会館の問題に対してもっと真剣に町長が取り組むべき事案だと私は思いますが、その辺町長の考え方ですね。あと、UR都市機構と町の土地の買い上げとか土地の換地、それについての問題について町のほうではこれまでどおり、予定どおり何も問題なく進んだという考えなのか、その辺をお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 答弁漏れておりまして、申しわけございませんでした。

高野会館様の土地の西側の斜線部につきましては、議員ご指摘のとおりここは郵便局さんの土地でございまして、民有地というような扱いをさせていただいております。一定程度の説明もさせていただいております。この斜線がクロスしている部分、Bエリアの部分だと思う

んですけれども、ここは昔の警察署でございます。ここに付きましても、造成工事の内容について説明させていただいております。

あと結果的には、さまざま今ご質問いただきましたが、このABCエリアすべからく今残土がございます。この工事を行うことによって、今よりも環境は格段によくなるというふうに考えております。加えて申せば、台風19号のときもそうでしたが、どうしても排水がうまくいってなくて水がたつぷりとたまってしまって、高野会館様へのバスのルートですね、そこが冠水してしまうという部分がございます。今回、契約することによりまして、うちの工事エリアに当然なるわけでございます。防潮堤、あとは河川堤防の業者、実は県と町の間で今後の工事中の排水の対策につきましても、今あらあら話をさせていただいているところでございますので、しっかりと工事管理、そういったエリアの管理をしながら完成に向けて進めてまいりたいというふうに思っております。

あと、残土承諾していないのにとか、あとご意見ございました。多くの地権者の方のご了解のもとに進めておりますが、何分そういった思いを抱かせてしまう対応があったとすれば、私代表して至らなかった点が当然あるわけございましょうから、その点につきましてはおわびをさせていただきます。ただ、ご理解いただけるとは思うんですけれども多くの土砂を、市街地でいえば400万立米ほどの土砂を何とか整理しながら、調整しながら期限・お尻を決めてやっていく中で、そういったこともあったのかなと思います。その点につきましては、大変申しわけないということは言わせていただきます。

あと換地の件でございますけれども、「申出換地」ということでほぼほぼ9割以上の方々が希望した土地に換地をされているというふうに認識しておりますけれども、じゃあ100%全員が全員納得していたのかというと、90%と100%の間の部分で第2希望に回らざるを得なかったとかという方も何人かいらっしゃると思います。そういった方々にも丁寧にルール等をご説明して、換地処分までこぎ着けたところでございますけれども、これにつきましては全体の中でご理解をいただいて進めてきたのかなというふうに考えている次第でございます。

私からは以上です。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 当該法人との折衝につきましては、今建設課長と復興推進課長だけというお話ですが、実はそうではなくてこの問題については最知副町長が何回となくお会いしてございます。そういった中でいろいろお話し合いをしているということですが、なかなか折り合いがつかないということが現状でございます。私が全く会えない、会いたくないという

ことではなくて、そういうことであれば私が会うのはやぶさかではないというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 町の復興とか計画、その辺に関しては町長がやっぱり一番深くかかわり、そしていろいろな見識を持った人たちから情報をいただいて今回9年目を迎えて、ここまで町が復興してまいりました。そういった中で、どうしてもやっぱり復興に関しての良の部分と、あとはこういったマイナスの部分が私はメディアを騒がせているような感じがします。そして、この問題が今後もまだまだ続いていくことは、町にとってプラスなのかマイナスかということ考えた場合に、やっぱり町長が先頭に立って良案を出して、お互いに歩み寄るような議論を私はしてほしいと思います。

今後を考えた場合に、祈念公園の部分に当該企業の土地があったと。それに関して、土地区画整理の関係でそれを管轄する県のほうに申し出して、それが問題になってメディアにも載りましたが、基本的には県のほうではこの土地の強制執行みたいなものは正当化したものだとということでメディアには載っていて、当該事業所はまだまだ裁判でもって戦うと。これもまだ解決していない、祈念公園内の土地の部分です。

そして、今後このCの部分の高野会館の跡地に関しても、絶対当該ホテルは私は引かないと思います。それはなぜかという、先ほど話したように当該ホテルの今後の会社経営のもとで、この当該ホテルの高野会館を利用して震災遺構として残していきたいと。そうすることによって震災を生で伝えられると、こういった考えのもとに今活動しているんだと私は思っていますので、この辺の解決問題何とか10年、この10年目で復興完遂と言っているのであれば、こういった民間企業ですがこの辺の部分を復興10年完遂というならば、この辺の問題を片づけて震災10年が終わって、震災の11年目を新たな気持ちで迎えるような環境を町のほうの努力でもってしていただきたいと、私は思います。とにかく町長先頭に立って、皆さんが期待していますので、良案を考えてともに今後発展していけるような環境づくり、町も事業所も、そういった形を私は望みます。

一応、こういった今回の議案についての私の考えを述べさせていただきましたが、とりあえず復興10年終わります。そして、11年になります。新たな気持ちで南三陸町で暮らしていきたいというのが、私の気持ちです。ひとつよろしく、町長、復興推進課長、よろしく願います。

○議長（三浦清人君） ほかに。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） おはようございます。

参考資料の26ページ、入札について伺いたいと思います。

今回、3回目の入札ということで落札なさったわけですが、そこで伺いたいのは入札参加業者を指名競争にしたということで、そのランクの状況を教えていただきたいと思いますが、あともう1点は、12の前払金なんですけれども、工事金額の半額ぐらいとなっていますが、普通半額ぐらいで妥当なのかどうか伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） まず2回、昨年ですか入札に付しましたが、不調でございました。その際の条件でございますが、工事の予定金額が1億5,000万円以上ということでございましたので、Sランクの業者を対象に入札に付しました。その際、町の契約業者審査委員会の中でSランクに加えて、JVも可というような条件を付して入札を行いました。しかしながら、応札者はなしということでございました。

1度目の地域要件として、南三陸町そして気仙沼・登米というところに本社・支店・営業所を置くということでございましたので、2回目はこれを宮城県内ということで、ランクは変えずに拡大をしてやったところでございます。それでも、やはり応札者なしということでございましたので、3回目となりまして、3回目も条件とか範囲を拡大してもという部分がございます。あと台風19号の余波といいますかね、そういうのもございまして、なかなか様子見の状況が去年の12月とかはございましたので、それがことしの2月に入札をしたんですけれども、建設課長とか私情報交換等々させていただいた中で、何とか改善の兆しも見えてきているんじゃないかという中で、今度は町内のSランクとAランクの業者を対象に指名競争入札ということでいこうということで決定させていただいて、今回ということでございます。Sプラス、ざっくり言いますとAというのも対象に指名をかけたということでございます。

あと、前払金でございますけれども、現場に着手したことをうちの監督員が確認した後に50%と、たしか震災前はこれ40だったと思うんですけれども、これも震災以降は50%ということで、この工事だけ高いというわけではございません。

以上でございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 今課長の説明で大体わかったんですけれども、町内のSランクとAランク、そこで参加業者見ると町内の方がほとんどで、町内に本社といいますかあるところ、そ

こで1点だけ営業所さんがあるんですけども、これも町内の分に入るのか入らないのか、その点確認お願いしたいと思います。

あともう1点なんですけれども、大体予定価格が出ているんですが、今回最低価格が出ているのか。もちろん出ているんでしょうけれども、この場でお示しできるのか伺いたいと思います。

前払金なんですけれども、これ若干4割ぐらいから5割になったというところの説明を、もう少し詳しくお願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 言葉足らずで、申しわけございません。考え方として、南三陸町内に本社あとは支店及び営業所を置いておられる業者を対象に、指名をかせせていただいたというところでございます。

あと最低制限価格については、総務課長のほうから答弁いたします。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 本件については、最低価格は設定してございません。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 前払金についてでございます。

震災前は、前払金についての上限は40%でございました。震災後、とくにご存知だと思いますが地元の業者だけでは足りないということで、かなり遠方のほうから下請け、それから協力会社を募って工事を進めてございました。当然、通常よりも経費がかかるということで、宿舍等々の経費が割り増しするというので、通常は請負業者が立替払いをしておいて、完成後にお金をいただくんですが、それをやっていたのでは元請会社そのものの経営が危うくなると。そういうことをしないと、逆に仕事を受注できないという環境にございましたので、復興事業に関しては50%を上限とするということで現在運用されてございますし、これは我が町だけではなくて、被災地全て共通の規定でございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 大体わかりましたので、最後伺いたいのは、最低価格を設けていなかったということなんですけれども、そこで今回のこの工事の落札率みたいなものは出るのか出ないのか、その点だけ伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 26ページに、今回の予定価格を載せてございます。2億3,145

万9,000円ということでございますので、落札率は93.32%でございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 話といたしますか、議論の争点が民有地の地権者のご意向ということに集中しているような気がするんですが、議会としてはこの工事が町民生活の福祉向上にどうつながるのかという観点から見るとということが大切かなと私は思っておりますので、結局はこの工事をすると何がどう改善されるのかというところ、細部説明で少し説明が簡略だったなと思っております。

今、前者の質問の中で、格段に使いやすくなるというようなお答えはありましたが、具体的に伺いますか盛土はどうなるんですかということですね。平らになるのかというところが、図面からはちょっと読み取りにくいところがありますので、そこをもし解説できるのであればお示しいただきたいと。特に問題は排水だということのようですので雨水、雨が降った場合とか先般の台風もそうですけれども、現状のままだとどういった不都合があって、この工事によってそれがどう改善されるのかという点を、わかりやすくお示しいただけるとありがたいと思っておりますので、それをお聞きしたいと思います。

自然的土地利用という言葉ありますけれども、具体的に町民はこの土地にどのように入って行ってというか、自由に出入りして木に触れたり花を愛でたりということなのかなと思えますが、どういったことを想定しているのか。自由に出入りできるのかどうか、そこをまず2点目として伺います。

3点目としては、令和元年度末でございますので、復興期間の残りを考えればタイミングとしてはもうかなりぎりぎりだろうと思っております。今この工事を発注して整備を進めていかないと、ここは今の現状のままで誰も立ち入りできないし、雨水だらけで水たまりだらけで町民の福祉向上には全くつながらない土地利用になってしまうのではと私は愚考するところでございますが、なぜこういうぎりぎりのタイミングになってしまったのか。その辺どこかに瑕疵があったのかどうか、お考えの部分をお伺いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） じゃあ済みません、お尻のほうから。

なぜこの時期にということでございますが、ごらんとおりエリア仮置き土が山積みになっております。加えて、周辺の工事が一定程度動かないと土の配分ができないということでございましたので、そのタイミングを待っていたというのも1つ正直なところでございます。今回防潮堤の工事、そして河川堤防の工事がもう本格化してきております。そして建設課で

行っております災害復旧の道路も発注ができたということ、そして祈念公園の使用する残土も一定程度配分できたという関係で、できれば去年の12月なり秋口には発注したかったんでございますが、入札不調の結果この時期ということでございます。

あと、2点目が自由に出入りできるのかということでございますが、Aエリアにつきましては新八幡橋、要は祈念公園の入り口の県道からアプローチしていただくこととなります。Bエリアにつきましては、県道登米志津川線からアクセスするようになります。Cエリアにつきましては、今般12月の議会で議決いただきました災害復旧で、今後整備する道路から入ってまいります。

本工事を行わなかったらということ、現状のまま、あの状態のままでございます。やることによりましてということでございますが、一例を申し上げますとあの防潮堤の海側には志津川のまち協さんとかでご議論いただきました震災遺構及びなぎさの部分がございます。あのエリアにアクセスするために、県のほうでは階段を設置するということでございます。その位置につきましても、まち協さんにご議論はさせていただいて位置は決定しております。そこに至るアプローチの道路、及び磯観察とか子供たちが集まるための、車で集まったことを仮定した駐車場等々も整備をいたします。

町民の方々それだけかということになるかどうかと思うんですけども、あとは松林ということで旧松原公園の跡地ということも考えまして、あの防潮堤の背面には一定程度地下水位も高いということで、2メートルから3メートルぐらいの盛土をしまして、松の苗を植えたりとか町民の方々と一緒にとか、そういったことも考えながら基盤を整備してまいりたいと。

それぞれのエリアの整備後の高さにつきましては、約1.5メートルから2メートル程度平均で思っておりますが、現在土が動いている状況でございますので、その土の見合いで私が今申したよりも若干高めに盛るところとかもあるかとは思いますが、基本的にはその程度の高さになるかと思えます。

いずれにいたしましても、現状のまま置くことが町民生活の福祉向上につながることは、私どもは考えておりません。整備することによりまして、そういった可能性を秘めた土地になると、ポテンシャルを持つ土地になるということ、及び防集の跡地利用ということで浜浜でも課題でございますが、これの取り組みの1つでもあるということですので今回ご提案申し上げるところでございます。

以上です。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 今後低地部の利活用、高台・盛土したところもそうですけれども、どのようににぎわいを創出していくかというところは、我々非常に考えなければいけないところです。そのためにも、今のタイミングでしっかりと基盤を整備しておかないと、この先例えば町民が「こういうふうにご利用したい」「こういうふうな行事を行いたい」といったときに、対応できない。現状では対応できませんね、どう考えても。そうではない形状にしてい くためには、必要な工事なんだろうということは今の説明でよくわかったなと思います。

タイミングですね、今やらなければ、私はぎりぎりの最後のタイミングだろうと思っておりますけれども、工事進める側としてはぎりぎり感といいますか「ここが締め切りぎりぎりなんじゃないか」という感覚はどの程度お持ちなのか、最後にお伺いします。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） ぎりぎりのぎりぎりだと思っております。約1年後を工期とい たいしておりますが、この工事非常に難しゅうございまして、防潮堤・河川堤防の工事の現在 ヤードになっている部分がございますので、その部分をのいていただかなければ最終的な完 了まで至らないということもございますので、現在も県の担当者・土木事務所・振興事務所 の担当とうちの職員が、最終的なしまい方も見据えて協議を実はしているところでございま す。ぎりぎり感と言われましたが、本当にこのタイミングを逃すともう、言葉ちょっと雑で すけれども「やばい」というぐらいの感覚は持っております。

以上です。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

最初に、本案に対し反対討論の発言を許します。2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 2番倉橋です。反対の立場で討論をさせていただきます。

当該エリアは、被災市街地復興特別措置法によりまして適用されて網かけをされたエリアで す。このエリアに対しては、特別な措置が講じられるということで、慎重に丁寧な説明がさ れるべきエリアでもあるというふうに思っております。

昨日の私の質問の後、もう一度地権者の人にヒアリングをしました。やはり、説明も受けて いないし同意もしていないということで、確認をいたしました。私有地なわけですけれども、 これ憲法にも29条ですが、財産権がうたわれています。憲法29条「財産権は、これを侵して はならない」「私的財産は、正当な補償のもとにこれを公共のために用いることができる」と



ということで、私有地いわゆる資産価値、これもどんどん下がってきている一方だというふう  
に思っております。したがって、被災市街地復興特別措置法、それから憲法29条に照ら  
して、大きな疑いがあると思います。

という理由で、反対とさせていただきます。

○議長（三浦清人君） 次に、賛成討論の発言を許します。5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） それでは、賛成の立場から討論をさせていただきたいと思  
います。

先ほどの質疑の内容を繰り返す部分もございませうけれども、議会としてはこの係る議案第16  
号の工事が今後の町民生活の福祉向上に資するものであるかどうかという視点が、私は一番  
大切なのではないかと思っております。現状のままでいるということは、これは町民にとっ  
て不利益以外の何者でもないというふうに考えますので、この工事をもって祈念公園の周辺  
エリアの整備を進めて、町民それから広く町外から訪れていただける皆様が海に親しみ、川  
に親しみ、災害後の南三陸町がこのように復興してきたということを実感できる場所にして  
いただくためにも必要な工事であろうと考えますので、本案に対しては賛成という意見を表  
明させていただきたいと思  
います。

○議長（三浦清人君） 次に、反対討論を許します。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。反対の立場から討論させていただきます。

本案につきましては、周囲住民への説明不十分と、また仮契約書においては説明の中でもあ  
りましたけれども前払金額、工事額の40%から50%に上乗せされています。このようなこと  
から、法的根拠が不明確なものであります。そういうことから、本案については反対するも  
のです。

○議長（三浦清人君） 次に、賛成討論ありませんか。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時43分 休憩

---

午前10時45分 再開

○議長（三浦清人君） 再開いたします。

これを持って討論を、4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 今、議長のほうから反対討論がないのかというような挨拶があるのかな  
と思っただけだったので、私は反対の立場で前者に引き続き討論させていただきます。

現在震災遺構として、どんどん近隣の自治体では震災遺構を残すような形で、この間は女川

がありました。昨年は、気仙沼がありました。そして、きょうも震災遺構のオープンということで、メディアでも報道されてきました。そういった現在の状況の中で、今回の議案の被災地の荒れ果てた土地を整備する、この考えに関しては私は反対するものではありません。しかしながら町の方向性として、この一番最後のCの部分の会館周辺の整備を進めてしまうと、高野会館を震災遺構として残すということが不可能になるのかなと思ひまして、できればこの整備に関してもうちょっと震災遺構という部分を考えていただきたいという意味を込めて、今回の議案に反対の立場で討論させていただきます。

○議長（三浦清人君） ほかありませんか。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第16号を起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（三浦清人君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3 議案第17号 工事請負変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第3、議案第17号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第17号工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、平成30年度町道横断1号線道路改良工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 議案書の25ページをお開き願いたいと思います。

工事名につきましては、平成30年度町道横断1号線道路改良工事でございます。変更前の金額が5,724万円、これについて798万7,800円を増額し、6,522万7,800円に変更するものでございます。

議案関係参考資料の31ページをお開き願いたいと思います。

横断1号線の第1工区、全体延長が1,500メートルでございまして、現在工事をしておりますのが旗揚げをしております260メートルの区間でございます。工事を進める中で、大きく4点ほど変更が生じてございます。

1点目が、のり尻が水田地帯でございましてここに用水を供給するための水路がございまして。工事区間のみ側溝を設置した場合、前後の耕作地に水の円滑な供給ができないということが所有者の方から要望がございましたので、まずもって用排水路60メートルを増工、それに伴う取水・排水施設を12カ所設置する。

それから、用地買収にかからない部分に立木等がございましたので、これの伐採が生じました。

3点目でございまして、各民家に引く水道管の移設が必要となりましたので、仮設配管を撤去し、それから本設を行う工事がふえてございます。

それと4点目、ブロック積みがございまして、ブロック積みの高さに変更になったということで、足場工が必要となってございますので、これによってまた金額がふえたということで、全体として約800万円近い増額となっております。

工事は3月までということで、年度内の完成を目指して現在工事を進めているという状態でございます。

以上で細部説明とさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。10番高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） この横断1号線、大分年数がかかるんで、反対するわけではございませんが、確認したいと思います。

変更の概要として、理由が水道管の移設あるいは樹木の伐採と、これ当初からわかっていることじゃないんですかね。現地を精査ということは、入札する前にある程度確認ができていなかったのかどうか、その辺ですね。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 工事を進めなきゃならないということで、120%確認して工事を発注すれば、それは多分こういうことは起きないだろうと思います。しかし、その120%までもっていく費用と時間というものが当然発生しますので、それらを勘案すれば大変ご指摘はそのとおりだと思いますけれども、やはり80%の中でも工事を進めながら施工していくとい

うのが、ある意味最良な部分もあるかと思えます。今回につきましては、確かに1件1件住宅を回って、水道がどこに入っていて、その深さがどのくらいあるのか、それで工事がどのくらいかかるのかとか、全て調べれば多分いいかと思うんですが、ただそれに対する費用と時間がかかるということがございます。その辺をカットするといいますか、削除して進めば工事も早く終われるし、その分の費用も工事費に回せるという部分もございますので、今回こういう対応をさせていただいてございます。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） その中身はわかるんです、理解しないわけでもないんですけどもね。毎回毎回このようなあれで、増額、増額ってやっていることが、時間というか仕事の量がふえていくというか、そういうことになるわけですね。だから、今回このように出た場合に、もう少し厳しくというか、指導なんかも必要になってくるんじゃないですかね。最初から、今課長が言ったようにまでに精査して、そして金額を出してくると。そういうような方法でやっていけば、手間が省けるんじゃないかなと思うんですが、いかがです。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 繰り返しになりますが、その事前にかける手間、これもお金と時間がかかるということで、工事をやりながら検討するのか、それらが全て決まってから工事をするのか、多分後者のほうが、やりながらのほうが具体説明するにしても現場がかわってきて、こういうお話ししても相手の方も理解が早くなります。図面上でご説明しても、よく言われるんですよ。「我々図面の見方わかんないから、図面で説明してもわかんないだ。だから、こいつ変えろ」という話になると、せっかく時間をかけて精査をしていいものつくって、でも現場に行って仕事始めたら「やっぱりだめだ」と言われることが多々ございます。ほとんど、多分そういう状況が続きますので、そこはやりながら交渉してよりよいものをつくっていくということがやはり必要だと思ってございます。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） その部分を最初からある程度、正確じゃなくてももっと精度を上げて、入札金額に反映できないのかということです。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） いずれそういうふうにしても、円単位まで切り詰めて精査を求められますので、同じような手続になります。今回は、入札差金等の処理もございますので、もしやったとしても入札差金を使わなければそのままお金をお返しすることになるので、いず

れ変更は生じます。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第17号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第18号 工事請負変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第4、議案第18号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第18号工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、平成30年度町道蒲の沢2号線ほか1路線道路改良工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 議案書の26ページをお開き願いたいと思います。

工事名が平成30年度町道蒲の沢2号線ほか1路線道路改良工事でございます。昨年の3月の議会におきまして、契約のご決定をいただいております。9,288万円で契約をしております。今回、契約額を693万7,700円増額して、9,981万7,700円とするものでございます。

議案関係参考資料の33ページをお開き願いたいと思います。

先ほどと同じ内容になるかと思っておりますけれども、全体の路線を平面として載せてございます。工事場所は左端の赤く着色した部分、135メートルの部分に現在工事しております。

変更点は2点でございます。1点目、先ほど申したとおり入札差金等まだ予算の残額がございましたので、その分を執行するものが1点でございます。それによりまして、切土量が当

初3,008立米が4,267立米に切土量がふえてございます。

中央部分に標準断面図が載ってございます。当初、同じ色でなかなか説明できないので申しわけないんですが、ここの断面、のり面が約4段に分かれてございます。当初計画は上3段の切土を見てございました。そして、途中下にちょっと出っ張っている部分がございますが、4段目の一部を今回増工をするという内容でございます。

それともう1点、切土を進めるに当たって、実際ダンプ等を入れて土砂の排出をするわけですが、なかなか土質条件によってダンプがスムーズに入らないということがございましたので、現場からの土砂の搬出をクローラーダンプに切りかえてございまして、一旦仮置きし、またそこから土砂を残土処理場に運ぶということで変更させていただいてございまして、今回の金額の増額が必要になったという内容でございます。

以上で細部説明とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第18号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。再開は11時20分といたします。

午前10時59分 休憩

---

午前11時20分 再開

○議長（三浦清人君） 再開をいたします。

---

日程第5 議案第19号 工事請負変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第5、議案第19号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第19号工事請負変更契約の締結についてを

ご説明申し上げます。

本案は、令和元年度入谷公民館新築工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第19号の細部説明を申し上げます。

工事名につきましては令和元年度入谷公民館新築工事でございます。令和元年9月の議会におきまして、契約のご決定をいただいているものでございます。

当初の契約が1億2,960万円、今回872万5,000円を増額し、1億3,832万5,000円とするものでございます。

変更点は大きく6点ございますので、議案関係参考資料の36ページをお開き願いたいと思います。

建物の平面図となっております。増工となった部分につきまして、赤く着色をさせていただきます。この図面では、3点ほど表示させていただいております。まず1点目が、ペレットストーブの増設でございます。ペレットストーブにつきましては、当初地域の皆様との話し合いの中で必要ないというご回答をいただいておりますけれども、しかしながら町の方針バイオマスを推進するということになってございますので、改めてペレットストーブを1基増設するものでございます。場所につきましては、右下の研修室（2）となった部屋でございます。

2点目がオストメイトの設置ということで、人工肛門つけている方専用の便器が今回設置してございます。この公民館につきましては、いずれ避難所としても使えるようなしつらえとさせていただきます。そのときいろいろなアンケートを読みますとオストメイトの方、なかなか普通のトイレでは処理ができないということで、それを気にして避難をされない方がいらっしゃるという話を聞いてございます。そのため、今回多目的トイレの中にその設備を増設させていただいております。

3点目でございます。掲示板の設置ということで建物東側に掲示板、各種お知らせができるように設置をさせていただきます。

それから図面にはないんですけども、実は工事発注時におきまして仮設住宅の解体工事を

してございました。そこには誘導員をかなり綿密に配置して、子供たちも通るということで誘導してございます。改めて、小学校のほうに工事を開始するに当たりましてご相談に伺ってございます。その中で校長先生のほうからは、これまでも県の工事の中では誘導員を配置して子供たちの安全に万全を期したので、町のほうでも同じような取り扱いをしてほしいというご要望がございましたので、誘導員につきまして既存の人数から120人動員をするということで、契約をしたいと考えてございます。

それから4点目でございますけれども、敷地の端のほうに瓦れきといいますか、これまで環境整備した中でいろいろな木材の破片とか残土とかが山積みになってございます。これについて、今回工事にあわせてしっかり片づけて、環境整備をしたいというふうに考えてございましたので、この処理費を計上させていただいてございます。

それから、6点目は消防署からのご指摘でございますけれども、非常に着色していないで申しわけないんですが、玄関の風除室を通らないで外に出れるような避難路を1カ所増設してございます。先ほど研修室2の左側に、ホールがございまして。ホールのところに、多分ドアの記号があるかと思いますが、この部分非常時において風除室を通らないで外に避難できるようにという消防署からの指摘がございましたので、ここに対応するため外部に避難できるドアを1つ増設しているという内容でございます。

以上6点の変更によりまして、今回約870万円ほどの増となったものでございます。工事はこれから本格化いたしますので、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。1点ほど伺いたいと思います。

変更項目の中にペレットストーブ、町のほうで入谷の人たちは要望しなかったんだけど、ペレットストーブを1基設置するということなんですけれども、今説明を伺いますと5個の変更項目のほかに警備員、瓦れき、それからドアを1つつけたということなんですけれども、この変更項目ペレット・オストメイト・掲示板設置のほかに、ここに書いていない警備員120名、それから瓦れきの整備、ドアを1つつけたということの金額ですね。890万円の中の、大体でいいですのでその金額をお知らせください。

それと、このペレットストーブを1基つけたことによりまして、ペレットそのものは金額がありますけれども、年間使う燃料代、それが幾らなのか。地元の人たちから要望がなかったと言われますけれども、それは公民館の維持管理費に含まれてくると思いますけれども、そ



の辺はどの程度かかるものなのかお伺いたします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、6点それぞれ金額を申し上げたいと思います。

まずもってペレットストーブ設置費、それからこれも含めまして81万5,000円ほどでございます。それからオストメイトの部分につきましては71万5,000円、掲示板は53万9,000円、誘導員が152万4,000円、瓦れきの撤去が152万7,000円、避難用ドアが4万1,000円でございます。そのほか、当然直接工事費がふえますので、諸経費が発生をして、約870万円の増となっております。

それから、ペレットストーブの維持費ということでございますが、当然主に冬場使うということになりますので、これどのくらい稼動するかというと非常に計算しにくいところでございます。一概にはちょっと言えないんですが、ただ市販10キロで500円程度の金額だと思われましたので、灯油とペレットの稼動比率でいうと灯油1リッターに対してペレットが2キロというくらいの割合でございますので、もし100%それぞれ燃焼効率がいいとすれば約二、三割ペレットのほうが高くなるのかなという状況でございます。

答えになっていないかもしれませんが、よろしく申し上げます。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森隆市君） 後で、新年度予算の中にも出てくると思うんですけども、およそ10万円ぐらいの費用がかかると想定しております。コアラ館にペレットストーブ置いてありまして、そこは空調設備もしっかりついているんですけども、ペレットストーブのペレット料金だけでおよそ大体10万円ということでしたので、大体それくらいを見込んでおります。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） もろもろ、最初は3つで872万円ということをして「随分高いな」と思ったんですけども、今お伺いすればもろもろあったみたいで、一番は警備員の設置ということで費用がかかるようなんですけれども、地元の人たちの要望をくみとってしっかりしたいものをつくっていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

以上、終わります。

○議長（三浦清人君） 12番菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 私のほうからは工事の完成時期、工事というか公民館の完成時期がいつごろになるのか。当初は、年度内ということで町長からお答えいただいた経緯がありますけ

れども、いろいろな状況下で現在の進捗状況を見ますとなかなかそれは難しいなど、私個人的にそう思っていますけれども、何日ぐらいを見ているのか。

あとは、入谷公民館への進入路の工事なんですけれども、本来建設工事のために車両が通行するということで、先行して道路工事をするというそういう認識でおりましたんですが、この時期になってまだ手つかずの状況なんです、この辺はいかがなものでしょうか。なぜそういう状況になっているのか、教えていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 当初9月に契約をして、3月いっぱいということでお話しさせていただいてございます。当初の考え方は、応急仮設住宅の解体もございまして、それと並行して工事を進めようということで県とも協議をしていたんですが、仮設住宅側で工事区域内、エリアを全部塀で囲んでしまうと、それをやめてくれと。一部だけでいいので、通路を確保した形でやらせてくれという話をずっとしていたんですが、県のほうは安全が担保できないので、それはできないと。解体後に着手してくれということでございましたので、結局12月いっぱい解体にかかって、年明けからやっと現場のほうに入れる環境が整ったということでございまして、ほぼほぼそういう面からいくと2カ月から3カ月進捗がおくれているという状況でございますので、後で補正予算で出るとは思うんですが、繰り越しをせざるを得ないという状況でございます。

担当のほうには、なるべく前倒しをして1日も早く完成するようということで指示を出しておりますが、なかなかこの場で何月何日ということは申し上げられない状況でございますので、2カ月から3カ月ずれ込むということでご理解いただければと思います。

それから工事用道路、議員の皆様から完成後のことも考えて、しっかり道路を整備するようということでございました。ただ、財源的なこともございまして、工事用道路をつくって説明をし、財源を確保し、そしていずれ可能であればそのまま残すということでお話した記憶がございまして。ただ、いずれ仮設工事用の道路ですとやはり不十分な面もございまして、投資できる金額もある程度上限がございまして、そういった意味ではご意見の真意を考えれば、恒久的な道路をつくれということだと私のほうでは理解させていただきまして、途中から今回の工事用道路という名目ながらしっかり構造物も入れて、後々手のかからないような道路にしようということで、若干計画を見直してございます。その関係で、用地買収を含め工事発注まで時間がかかっているという状況でございます。

工事のほうは既に発注はしてございますが、ただここで問題なのが道路工事発注してしまう

と工事用の資材、本当に資材を運ぶ車との兼ね合いが出てまいります。今のところ、東側から資材を運ぶということが可能でないかなと考えてございますが、ただ西側の部分、先ほど警備員のお話もさせていただきましたが、そこを子供たちが通学するという部分もございまして、その調整に手間取っているというのが今の状況でございます。

ただ終わりは、公民館の完成と同時に道路の完成も見込めないと、建物ができてから道路工事をしているというのはなかなかいいものではございませんので、完成時期はしっかり合わせていきたいというふうに考えてございます。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 私どもとしては、仮設住宅があるから、それも県の事業なもので恐らく7月・8月までずれ込んでくるのかな、そんなふうな予想をしていました。町としても、それで9月入札ということで考えたと思うんですけども、今課長説明あったようなことでずれ込んだと、それは了といたします。それと同時に、道路なんですけれども、いろいろな事情があるのはとくとわかりますけれども、やっぱりいろいろな意味で道路も大切なので、一応この場でお約束したことでありますので、事情が事情なんで「早くやれ」って言ったってこれはいたし方ないと思うんですけども、有言実行で期日を守るように努力していただきたいと思います。

それと同時に、そうなりますと子供たちは3月いっぱいぐらいまで休みになりますよね。そうすると、今回の誘導員なんかもいつから見ているのかちょっとわからないんですけども、その辺の人数等も変わってくると思うんです。それは、今後新学期になって新たに子供対応であれば誘導員また配置しなくちゃいけないと思うんですけども、その辺の考えとか。あとは、できるだけ有言実行で1日も早くということをお願いするしかないんで、その辺の考えちょっとお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） そういうことで、ご理解をいただければと思っております。

それから、誘導員今回計上させていただきましたけれども、当然もし使わなければそこは実績で精算をしたいというふうに考えてございます。ただ、基本的には工事が本格化すれば、ほぼ毎日車が通るということが当然予想されますので、朝晩近くのお子さんは徒歩で登下校されているとお聞きしていますので、そこはしっかり安全第一に対応していきたいと考えてございます。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。

ほかに。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 2点ほど伺いたいと思います。

まず第1点目なんですけれども、ペレットストーブについて前者も聞いたんですが、今回つくストーブについてなんですけれども、先ほど課長の説明ですと避難所としても想定しているという、そういう説明がありました。そこで、ペレットストーブなんですがつく機種というか電気式なのか、それとも電気を使わないばね式、もしくはまき兼用のペレットストーブも現在ありまして、そういった機種もあるんですが、どのようなストーブがつくのか1点伺いたいと思います。

第2点目にお聞きしたいのは、先ほどオストメイトの設置ということで、これもまた避難所として想定したときという説明ありました。そこで、たしかこの議案があれするときも私もお聞きしたんですけれども、再度お聞きしたいと思います。簡易的なシャワーブースの要望が、あったのかなかったのか。そして、並びに避難所として想定するんですしたら、当局としての必要性のようなものは感じなかったのか、伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 2点ご質問ございました。

まずもって、ペレットストーブの形式でございますけれども、通常使われている電気式でございます。図面の上側にバルクタンク、要は発電設備がございますので、停電時においても問題なくペレットストーブ程度であれば運転できるものと考えてございますので、電気式としてございます。

それから、避難所としたときのバージョンアップということで、シャワーブースということでございますが、長期間そこに避難するんであれば、もしかするとそういうものが必要になるのかなと思います。あくまでもそこまでの避難所ではないというふうに考えてございませぬので、もし長期間になればまた別立てでそういう設備を仮設でも設置すれば事足りるかなと考えてございますので、今回当然ご要望もございませぬでしたし、町としてもその整備は今回はしないということでございます。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） ストーブに関しては、停電時も利用できるということでわかりました。

簡易シャワーブースに関しても、地元の方たちの要望がなかったということと、あと避難所としては一時的な避難場所という想定ということで、どちらも了解いたしました。

○議長（三浦清人君） ほかに。3番佐藤雄一君。

○3番（佐藤雄一君） 私のほうからは、前回は質問させていただきましたように、今回も確認させていただきたいと思います。地域の方々に私以前に倉庫の件で、出入り口の件でお聞きしたんですけれども、そういう要望はなかったのかということと、あと設備関係で今の発電所はそのまま持って使って使うのかということですね。その辺、お聞きしたいなと思います。

それともう1点、通学路についてですけれども、学校施設の工事と一緒にならないのかどうか、その辺3点お聞きしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 住民の皆様との相談の中では、左側の大会議室の上のほうに倉庫のスペースを確保してございますけれども、これについての話し合いはさせていただいてございますので、それに沿って設置したと。それから、ほぼ中央でございますけれども、勝手口の隣に倉庫を設けているという2点でございます。そこは、地域のご要望のとおりということでご理解いただければと思います。

それから、先ほど申し上げました発電設備につきましては、現在LPガスを使っているものがございますので、それを移設するという内容でございます。

それから、通学路はこれから入谷小学校の災害復旧工事等ございますが、まだ業者等も決まっていない状況ですので、その取り扱いにつきましては実際施工する業者が決まってから工事のスケジュールを決めていく中で、調整が出てくるものというふうに考えてございます。

○議長（三浦清人君） 佐藤雄一君。

○3番（佐藤雄一君） 倉庫につきましては、今の現状だと要望がないということでございますので、私からとやかくは言えませんが、この倉庫の使用については半分しか使えないというような形の中で、その辺細かく説明されたのかどうか。その辺だけ、お聞きしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） ちょっと半分というのがよくわからないんですが、公民館の備品をしまっておく部分についてはこれでいいという内容でございます、特に地域のどうのこうのということではお話は伺ってございません。

○議長（三浦清人君） 佐藤雄一君。

○3番（佐藤雄一君） 収納するのに、通路もないと出したり入れたりということで、その辺は考えていなかったのかなと思って、再度お聞きしたいところでございます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 倉庫2カ所ございますが、大会議室のほうですかね。ここについても、この場所にといいことでお話をいただいでございでます。当初は、ここに倉庫を設けてございでませんでした。ただ、椅子・机等をしまふ部分がないといふことだったと思ふんですが、そこの増設をお願いしたい、場所はこの場所でといふことでお話を伺っていたので、ここに設置をしていると。たしか、2カ所扉が必要じゃないかといふお話もいただいでいますが、基本的に1個1個といふよりも机・椅子等につきましてはワゴン車に乗けて奥にどんどん詰めていくといふやり方をすれば、通路等特に広く確保しなくても管理はできるのかなといふふうにご考えてございでます。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第19号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 議案第20号 工事請負変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第6、議案第20号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第20号工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、平成29年度ばなな漁港海岸防潮堤災害復旧等工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明を求めます。建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 議案第20号の細部についてご説明します。

議案関係参考資料40ページ、仮契約書をごらんください。

工事名、平成29年度ばなな漁港海岸防潮堤災害復旧等工事。工事場所は、南三陸町歌津ばなな漁港内です。

38ページに主な変更内容、変更額等を記しています。

査定番号6139号名足工区防潮堤工事について。基礎工を施工する前に地層の状況を確認する必要が生じたことからボーリング調査を行ったことにより600万円の増額。現地精査の結果、地盤改良工の数量が変更になり、中山工区について5,600万円の減額、馬場工区では1,300万円の減額。中山工区において防潮堤を施工する際の仮締切工として、大型土のうを積み上げる構造から捨て石を築く構造に変更することで1億2,200万円の増額。環境省の指導で、自然公園区域内での景観への配慮として防潮堤本体の表面を擬石模様とするため、化粧型枠を使用することにより中山工区において4,800万円の増額、馬場工区において4,900万円の増額。

査定番号6035号中山道路について。本工事の以前に整備いたしました防潮堤より内陸側の道路整備に続き、海側の部分を整備することで100万円の増額など、合計1億5,700万円の増額です。

39ページは、漁港平面図です。各施設や施工箇所の位置等をご確認願います。

以上で細部説明といたします。よろしくお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） これより質疑に入ります。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 1点だけ伺いたいと思います。

先ほど参事の説明で、景観配慮の措置ということが指摘されたということですが、それは今回初めてなのか。それとも、以前の工事のときにもうでき上がった部分は、そういった指摘がなされていたのかいなかったのか、その点確認させていただきます。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 各漁港におきまして、いわゆる三陸海岸の国立公園区域内において施工する際には、すべからく景観配慮という指導をいただいております。したがって、ばなな漁港に限らず他の工事区においても、同様の措置を講じておるところです。

ただし、景観配慮と申しましてもいわゆるコンクリートの壁をつくる場合にのみ、先ほど申しましたような擬石模様の型枠を使用するということになっております。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。

10番高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 今の化粧型枠なんですけれども、それは直立型の場合に使用するという  
ようなことなんだろうと思うんですが、海側・道路側両方それはやるんですか。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 基本は公園区域内ということで、海側からの景  
観、また内陸側からの景観ということで、両方行うことになっております。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） こうして見ていると、県の工事の中では片面だけというようなところも  
あるんですね。そういうようなのは、どのように解釈すればいいんでしょうかね。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 重力式の防潮堤をつくって、その裏に張りブロックをするというパ  
ターンが標準型でございます。当然海側は擁壁が見えますが、裏は張りブロックをしてまた  
違う景観になるので、そこは多分化粧型枠使って土を盛ってしまうので、見えない部分にま  
では必要ないだろうと理解してございます。

それと、色の明るさによって景観に合うか合わないか決まっていまして、ゼロから10まで分  
類するらしいです。一般の自然の緑とかは明度からいうと2という明度で、コンクリートの  
バージンのものは7から8ということなんですね。今回擬石模様にすることによって、光の  
乱反射によってその明度が7・8が5・6に落ちるということで、景観になじむ。当然、時  
間がたてばだんだんグレーの色になってきてだんだん合うんですけれども、その間の措置と  
してやるものでございまして、張りブロックをよく見てみますと1個1個色が違います。全  
く同じ色のものじゃなくて、少しずつグレーぽいのから白っぽいものがあるので、その張  
りブロックに対してまでは景観の措置は必要ないだろうというふうに判断されたものと思  
えてございます。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） そうすると、町単の部分においては何か所ぐらいあるんですか、全部で  
すか。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 詳細は手元に資料がございませんので、また後  
ほどご報告させていただきます。

○議長（三浦清人君） ほかに。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。



先ほど担当課の説明がありましたけれども、やはりこのぐらい1億5,000万円の増額ですから、この39ページの図面もここにありますから、せっかくこうやって出てきているものを、ここできちんと説明をしてもらいたいわけですよ。私たち地元に戻って、今後どういうふうになるか聞かれた場合も「わからない」で済まされないと思うんですよ。

ですから、今12時になりますけれども、この辺の説明もう一度担当課のほうからやっていただきたく思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 今回の変更の内容につきましては、38ページに記載しております内容が今回の変更内容でございます。一番大きなものは、やはり仮設工の構造変更と記しておりますが、これは39ページの図面で申し上げますと3工区あるうちの中央・中山工区におきまして赤く記しておりますのが防潮堤本体工でございます。中山船揚場から右手のほうに細長く伸びておりますのが、これは海に面したところに防潮堤を施工することになりまして、いわゆる波浪の影響を施工中受けることになりまして、そのための波よけといたしまして、仮設の締切工を海の中に設けようとするために、今回変更が生じたということでございます。

当初は、大型土のうを積み上げる構造で設計しておりましたが、それでは波の力を十分に受けることができないということで、捨て石のマウンドを築きまして波よけをしようというふうな変更を行ったものでございます。それに伴いまして、約1億円余りの変更増が生じたということでございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 高さはどの程度、ここ現場でいうと通称白山っていう下だと思っておりますけれども、高さどのぐらいでやるのか。十分なぐらい波よけができるぐらいの高さには考えていると思っておりますけれども、高さはどの程度なのかお示してください。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 仮設のいわゆる締切工の高さといたしましては、海面から約2メートルほど上まで積み上げるということでございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） この2メートルということなんですけれども、ここは外洋ですから常にしけが来るところなんです。そうすると、この2メートルというのは満潮、そういうしけに耐えられるぐらいの高さなのか。その辺、土地がまた崩れたり何かする心配が出てくるわけ

ですけれども、そこはちゃんと確保できるのか。その辺、お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 全体の高さを聞いているようなので、全体の高さ。建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 今申し上げておりますのは、あくまでも波よけの仮締切工の高さでございます。したがって、海面から約2メートルということは満潮、それから少々波が荒いときでもそれでもって波を遮ることができるという判断のもと、施工いたしております。

それから防潮堤の高さ自体は、TPと申しまして東京湾の平均海面から約7メートル強上にありますので、締切工の高さと防潮堤本体工の高さは約5メートル内外違ってまいります。防潮堤のほうが、当然高く施工しております。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第20号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午前11時59分 休憩

---

午後 1時09分 再開

○議長（三浦清人君） 再開いたします。

初めに、建設課技術参事より午前中の会議における答弁について発言したい旨の申し出がありましたので、許可いたします。建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 高橋議員からのご質問、今回のばなな漁港以外にいわゆる化粧型枠を使っている場所はほかにないのかということでございますが、南三陸町内で町が管理いたします19漁港のうち11漁港が国立公園区域内ということで、環境省に協議をいたしました。そのうち化粧型枠を使っておりますのは、今回のばなな漁港のほかは藤浜漁港1港のみでございます。

○議長（三浦清人君） 日程第7、議案第21号業務委託変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第21号業務委託変更契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、志津川中央地区津波復興拠点整備事業他業務に係る業務委託変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） それでは、議案第21号業務委託変更契約の締結についての細部説明をさせていただきます。

議案関係参考資料の41ページをごらんください。

平成25年11月独立行政法人都市再生機構URと委託契約を結び、業務を進めてまいりました志津川中央地区津波復興拠点整備事業他業務に関しまして、今般事業完了に伴います事業費の精算をしいたいため議会の議決に付すものであります。

額の確定に関する契約でございます。既決の契約金額から3億3,286万148円を減額するものであります。なお、本業務委託期間は本年3月31日までといたしておりますが、現場の工事は先月までに完了いたしております。

42ページお開き願います。

中央団地は、志津川字新井田地区に135区画の防集等住宅用地、147戸分の災害公営住宅用地、集会所用地、公益的施設用地の造成を行うとともに、区画道路や公園等を整備したものでございます。災害公営住宅用地に関しましては、平成27年12月から平成28年の5月までに造成を完了し、建築工事側に引き渡しを行ったものであります。また住宅用地につきましては、平成28年3月から同年12月にかけて、宅盤が完成したエリアから順次移転される方々に引き渡しを行ったところでございます。

現在、災害公営住宅の入居率は97.3%でありまして、空き戸は本年1月末現在で4戸であります。また、住宅用地の空き区画は13区画、これも本年1月末現在であります。公益的施設用地には、既に志津川保育所・南三陸消防署・給食センター・生涯学習センターなどが整備

されておりまして、現在南三陸警察署の建設工事が行われております。

変更契約の減額の主な要因についてであります。まず工事費の減額1億7,000万円についてであります。これは設計施工一括方式いわゆるCM方式を採用している性格上、当初及びその後の変更契約においては各契約時点における各公共機関が調査・公表している労務費や資材価格等をベースとして、将来的な労務費や資材価格等をデフレーター、価格上昇率の推計値ですね、これを用いて推計し計算した上で最終的な概算業務価格をはじき出しまして、委託費概算額として契約していたものでございます。

今般業務完了に際しまして、実際にCMJVが下請業者と契約し支払った工事費の額が、現契約で想定した概算額よりも約1億7,000万円ほど少なかった、言い換えれば物価高騰の影響額が想定を下回ったということでございます。ちなみに、現契約における物価高騰によります影響につきましましては、当初契約時平成25年時を100とした場合、令和元年度までの物価高騰率を平均プラスの13.8%と見込んでおりましたが、今般精算額からひもといてみますとその影響額、上昇率はプラスの10.2%程度におさまったものと考えられます。

次に、諸経費2億3,100万円の減についてであります。前回の変更、一昨年12月では、当初契約工期の平成29年度末を平成31年度、今年度末まで2年間期間を延伸したことに伴いまして、CMJVの経費・施工体制確保の費用及び安全費・仮設費など、それまでの実績をもとに増額しておりました。今般この諸経費の精算を行った結果、実際にかかった諸経費の額が見込みよりも抑えられましたことから、今回減額するものでございます。なお、具体的減額の内容といたしましては、CMJVのマネジメントに関する費用等の減、いわゆる管理に係る人件費等ですね、や、専門業者の現場管理費及び工事車両運搬費、あるいは交通誘導員の減などがございます。

3点目、調査設計費等の6,800万円の増についてであります。これは一昨年12月の変更契約以降に生じた設計変更費用やコーディネート費、いわゆるURのマネジメント経費でございます。これの技術者単価反映に伴う増、及び工事完了に当たり調査測量の経費を精算するというものでございます。これ以外にも細かな変更はございましたが、趣旨の変更要因を加味し精算した結果として、3億3,286万円余の減額ということでございます。

43ページ、44ページには変更仮契約書の写しを添付しております。

以上で細部説明を終わります。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 今回の締結に関しては、地区民のほうから今現在でそんなに心配する事案が上がっていないということで、やっぱり造成に関してはうまくいっているんだと思えますけれども、土地が13区画余っているということで、その今後の見通し。

○議長（三浦清人君） 4番、マスクしてください。

○4番（千葉伸孝君） 今後の見通しがどうなっているのか。そして、移住者に対して特別な助成があって移住推進を図るといような、町のほうでのそういった制度もたしかあったような気がしました。その辺をお聞かせください。

あと消防署、そして警察署が来年完成という方向で今進んでいるとは思いますが、その土地のあり方。土地を売買したのか、それとも賃貸で貸しているのか、その状況を2点お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 管財課長。

○管財課長（三浦勝美君） 現在中央団地の空き区画、13区画あります。見通しということなんですけれども、この志津川地区においてはこれまでも随時募集をしております、急なたくさんのお応募があるというわけではございませんが、順調に少しずつ申し込みがある状況でございます。いずれもこの町にゆかりのある方々とか、それからご家族が近くにいてその介護のために求めたいという方々が多い状況でございます。

以上でございます。

○議長（三浦清人君） 震災復興企画調整監。

○企画課震災復興企画調整監（桑原俊介君） 移住者の支援につきましては、若者がマイホームを建てたときに補助する制度がございます。

○議長（三浦清人君） 管財課長。

○管財課長（三浦勝美君） 警察用地については、買収でございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 今回の予算の中に、警察署の売買の分の金額が出ていたと思うんですが、その金額。あと消防署の、賃貸ということでその金額、それを教えてください。

そして、土地に関しては「希望がある」と。希望があるならば、準備がそろい次第すぐに移住してもらうような体制をとるべきだと思いますが、今の管財課長のお話だと「そういう方々がいる」ということだけで、その後の町の取り組みが見えてこないんですけれども、その辺もう一度お願いします。

○議長（三浦清人君） 管財課長。

○管財課長（三浦勝美君） 空き区画の13区画については、少しずつ申し込みがあって現在13区画になっていますが、特別これがゼロになるのかとか、そういう具体的な方策としてはない状況でございます。まだまだ申し込みがあって、現在それが決まらなくて13あいているということではなくて、少しずつの随時募集の中で現在13になっているという状況でございます。

売買価格については、ちょっと今手元に資料がないので、後刻ご報告したいと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。まだありますか、千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 質問の中に、広域のほうの土地の分も消防署のほうに貸していると思うんですが、月々の賃貸料、それわかっていたら教えてください。

あと、余っている区画が13区画ということなんですが、余っているのではなくてそれがほしい人があったらということを進めているというような話なんですけれども、話のつじつまがちょっといまいち合わないんです。さっきの説明ですと、13区画余っていると。余っているということは、そこにまだ住む人が決定していないということなんです。そして管財課長の話ですと、住む人の申し込みがありますと。あるんですけども、まだ13区画余っている。それ、ちょっとおかしい説明だと思うんです。ある程度住みたいという、移住の方がこのぐらいいるんですけれども、今まだそれが準備の段階で進んでいないというような方向だったら、その中で今現在13区画余っているんだと、そういう意味だったらわかるんですけれども、さもゼロになるとかそういうことを言っているんじゃないかと、どういった方向でこの13区画を今後町で埋めようとしているのかということを知っているのか、その辺もう一度お願いします。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 13区画あいている部分に申し込みがあって、まだ建てていないということではないんです。あくまでも13区画があいていると。この中央団地に限らず、防集団地の空き区画の今後の進め方、考え方につきましては、後日一般質問でも質問がございますので、町長のほうから方向性についてお話しをする予定となっております。

○議長（三浦清人君） ほかに。2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 参考資料42ページに航空写真がありまして、給食センターのエリアですか、小さいほうですけれども赤い線で囲まれていますので、この事業のエリアだというふうに思いますが、給食センターの北側オレンジ色で着色されたゾーンが公益的、ちょっと小さな字で見にくいんですが、公益的施設ゾーンって書かれています。

現在ちょっとたしか空き地というか、何も利用されていないかと思うんですけれども、ここ

はどういった公益的な施設ができるのか。何か計画があるのであれば、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） ご質問のエリアにつきましては、まず国道45号沿いの敷地に関しましては商業関係の施設、要はちょっと文字が小さかったな、公益的施設用地ということで、この公益的施設用地という土地は民間の商業施設も可だという取り扱いでございます。でありますので、この国道45号沿いの土地につきましては、町としてはできれば中央団地にお住まいの方々等のいわゆる買回品とか、そういった団地に移転された方々の利便に供するような商店等の立地を希望したいなというふうに考えておりますが、今のところ現状の状態でございます。

その奥につきましても、同じような商業系のということを想定しておりますが、ただ国道45号沿いでないという点もございますので、例えばこれは産業系ということで日用品の買い回りとかのお店とかの用途にはなじまないのかなと。ただ、そうは言いながらも一段の土地でございまして、例えば物流とかそういった部分で利活用をということで、土地の貸し付けとか考え方については当課の所掌ではございませんけれども、この津波の事業を計画したときの考え方はそういった考え方でございました。

ただ、現状において、まだ具体の動きはないというものでございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。

前者に引き続きまして、給食センターの北側といったらいいんでしょうかね、今担当課長が説明した土地に今後の見通しがまだないわけですがけれども、果たしてこの復興住宅の値段、平米でも坪でもいいんですけれども、それらと比較するとここの単価というものは同じなのか違うのか、その辺1点と。

それから、この赤いエリアで示されている生涯学習センター、今開設して運営しておりますけれども、この整備をした担当課さんでもいいですし、今使用している生涯学習課さんでもいいんですけれども、あの建物を見た限り、私は国道を歩いて見て見た限り、国道と並行して歩道があるわけなんですけれども、あの歩道に屋根、階段が玄関の屋根・ひさしが出ているわけなんですけれども、あしたに雨・雪、ことしは例外的暖冬なので雪が降らないんですけれども、あの屋根から雪・雨がすべり落ちたら歩道を歩いている人にかかってくる。かぶさってきて、事故の可能性も危惧されるかなと思っておりますけれども、その辺確認されて

いるのか。つくった側、使っている側、どのようなお考え持っているのか。確認されているかされていないか、その辺が1点と。

もしわかれば、この13区画残っています。それを周知するためにも、できる範囲でいいですので平米単価でもいいです、坪単価でもいいです、お知らせ願いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 管財課長。

○管財課長（三浦勝美君） この辺の中央団地の、これは平米単価なんですけれども、標準値の部分で平米当たり1万8,800円になっていますので、この近辺の金額がそれと同等に近いのかなという状況でございます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 当然、屋根のひさしから物が落ちて大丈夫なように境界からは離れて建てているということで、幾ら降ってもということではないですが、通常考えられる積雪量であれば影響はないものというふうに捉えております。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 今もう1点、給食センターの北側の部分と単価は同じなのかという質問しました。それは、どういうふうになりますかね。

それと、ここは300からなる大きな団地でございます。火災等の有事の場合を心配すると、今後消火栓や防火水槽ができるかと思っておりますけれども、以前ですとこういう団地をつくるため池なども確保しなきゃならないということであるんですけれども、ここはそういうものがないんですけれども、そういう災害のとき、火災のとき賄うぐらいの水量、今後設置する防火水槽と消火栓、そういうものは大丈夫なのか、その辺をお伺いしておきます。

○議長（三浦清人君） 管財課長。

○管財課長（三浦勝美君） 給食センター北側の土地の単価ということで、現在ちょっとその部分まではわからないので、中央団地との金額とどう違うか、これも後刻調べて報告させていただきます。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 消防水利の関係でございます。消防水利につきましては、中央団地の中に既に本契約・本事業の中で消防水利は設置いたしております。防火水槽3カ所、消火栓2カ所ということで、合計5カ所この団地の中に消防水利は整備済みでございます。

以上です。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。



○7番（及川幸子君） 毎年消防演習やっているわけですが、消防のほうから昨年、その前の高台の場合の水利、水を引いたときの消火栓からの水をくむ、川からの水をくむということで、団員の人たちから伺ったところ非常に思ったとおりの消火活動ができなくて、消火栓1カ所あけると次のものに負担かかるというような、思うようにはできなかったというそういう苦い経験を話されました。

今、ここの団地の5カ所、3カ所の水槽と2カ所の消火栓ってありますけれども、それがうまく機能すればいいんですけれども、そういう消防の方たちの話し合いを十分くみ取っていただいて、今後のそういう施設の拡充に努めてもらいたいと思います。

以上、終わります。

○議長（三浦清人君） ほかに。10番高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 以前説明を受けておった記憶があるんですが、どうも呼び起こせないんですが、ここは事業を併用して整備したわけなんです、今後あいているところを利活用する際に、事業を併用してやったことの弊害というか、制約というか、そういうことはありませんかね。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 多分、津波復興拠点整備事業と防災集団移転事業をラップさせてやったんだよということがご質問の趣旨かと思います。実は、管財課長も申しましたが今13区画と。ただ、数年前はこれよりも数が多かったわけでございます。この宅地は、要は住宅を津波で失った方々が入るということで、移転促進区域に住んでいる人じゃないとだめよという防集の縛りがあったんですよ。なかなか一般公募したいんだけど、その縛りがあるってできないということで、実は防災集団移転促進事業で例えば水道の取り出しとかですね、宅地の。そういうのをやる計画だったのを、津波復興拠点事業のメニューにも水道の取り出しとか、防集でやっているやつを振りかえることができるということで実は振りかえて、だからここに「等」と書いてあるんですけれども、「等」というのは津波のことなんですけれども、一般公募した結果何とか空き区画が減ってきて現在に至るということでございますので、じゃあ今後ということでございますが、今後は防集事業も津波事業も完了ということでございますので、そういった事業が重なっていることによる弊害というのは今後一般公募、要は被災された方以外の方が入るときに何か支障がというのはないものだろうというふうに考えております。

以上です。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） そうすると、ほかの団地等々もその整備事業でやっているわけなんですけれども、完了すればその縛りは全て解けるのかな、どうなんでしょうか。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 現状においては、津波復興拠点整備事業は被災した方以外の方もということで、被災した方縛りはないので、今後もそうなんだろうと。ただ、浜々の部分とかにつきましては防集の宅地でございますので、ちょっと今資料持ち合わせていないんですけれども、復興に資するという形の売り渡し、要は移住された方が町内に住むことによって町の活性化とか、そういった理屈というのは一定程度必要なのかなとは思いますが、これまで可能なような取り組みであれば多分大丈夫なのかなと思います。

○議長（三浦清人君） 管財課長。

○管財課長（三浦勝美君） 現在中央だけじゃなくて、町内全ての防集は一般公募として対象にしている状況であります。

以上です。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） もっと詳しいことは後で、通告しているから一般質問の中で聞いていきたいと思いますが、そうするとここだけじゃなくて、この事業を併用したところだけじゃなくて、完了したところは縛りみたいな制約みたいなものではなくて、自由にこれから利用することができるというようなことでよろしいんですか。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 津波については先ほど申したとおり、あと防集事業も完了していますと。その際に、防集はあくまでも原則は被災して住居を失われた方々の移転のための事業でございます。ただ、一定程度町の復興につながるというような使い方であれば、国として財産の処分、被災されていない方へというのも可としますというのが、たしか現在の通知だと思いますので、それも縛りといえば縛りなんでしょうし、というところまででございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第21号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第22号 町有林樹木の売払いについて

日程第9 議案第23号 町有林樹木の直営生産事業代行委託について

○議長（三浦清人君） 日程第8、議案第22号町有林樹木の売払いについて、日程第9、議案第23号町有林樹木の直営生産事業代行委託について。

お諮りいたします。以上2案は関連がありますので、一括議題としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本2案は一括議題とすることに決定いたしました。

なお、討論・採決は1案ごとに行います。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま一括上程されました議案第22号町有林樹木の売払いについて、並びに議案第23号町有林樹木の直営生産事業代行委託についてご説明申し上げます。

本2案は、直営林の収入間伐に伴う売り払いを行うことについて、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであり、あわせて当該町有林の素材生産事業と販売を南三陸森林組合に代行委託することについて、南三陸町林野条例に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） それでは、議案第22号町有林樹木の売払いについて、及び議案第23号町有林樹木の直営生産事業代行委託について、細部説明をさせていただきます。

議案書の30ページの細部説明につきましては、議案参考資料は45ページの位置図及び46、47ページそれぞれの箇所図を参考願います。

町有林の多くにつきましては利用時期にありまして、循環利用を図るための適正な森林整備について、南三陸町森林整備計画に基づき町有林樹木の売り払いを行うものです。場所につ

いては、入谷字入大船沢及び歌津字弘川地区の樹齢48から67年生の杉及びヒノキ、合わせて16.8ヘクタールの収入間伐を行うものです。

続きまして、31ページ議案第23号町有林樹木の直営生産事業代行委託についてですが、ただいまご説明いたしました収入間伐材の素材生産事業と販売を代行委託することによって間伐施業を実施し、直営林の間伐材の売り払いを行うものであります。位置につきましては、議案参考資料の45ページの管内図をごらんください。46ページが入谷字入大船沢、47ページが歌津字弘川の素材生産実施箇所となっております。

なお今回の提案につきましては、当初12月定例会に付議する予定でございましたけれども、台風19号により実施予定箇所付近が被害を受けたため、現在安全性及び搬出路を確保した現状において議案を上程するとともに、現在まだ令和2年度の国庫補助額が確定しておらず、今後補助額が下がるおそれがあるということで、今年度確定をしております国庫補助を活用し、今議会の議決を経て3月中に契約をいたしまして、翌年度令和2年度に繰り越すものでございます。

以上、細部説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（三浦清人君） 担当課長による細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。  
7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。1点お伺いいたします。

この委託ですけれども、森林組合さんに代行委託するわけですけれども、ここの入大船、それから入谷・歌津2カ所、林齢はどちらも同じぐらいの林齢になっております。そこで、この売払収入と経費、その他が示されておられませんけれども、わかる範囲でそれはどの程度なのかお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 済みません、詳しい計算した書類は今手元にはないんですけれども、一応売り上げの収入見込みといたしましては、1,000万円弱を見込んでいる状況でございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 手元がないっておっしゃられましたけれども、やはりこれ委託するに当たってはそれだけの計算して、「どのぐらい見込みますよ」「経費がどうですよ」って、委託するからにはやっぱりその辺をきちんと出して、説明資料として出すべきではなかろうかなと思いますけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 大変申しわけございません。後ほど資料といたしまして、詳しい計算内容につきましてご提示させていただきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 暫時休憩いたします。

午後1時46分 休憩

---

午後1時47分 再開

○議長（三浦清人君） 再開いたします。

農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 今、予定額としての収入見込みというのはお話しできますけれども、結局今後契約して予定価格の部分にもなりますので、現状ではそういった詳しい計算は出せないというところがございます。申しわけございません。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） これ、やっぱり議案に載せる限りには、大まかでもいいですから収入と経費ということも出すべきでなかろうかなど。

○議長（三浦清人君） 7番、おおよその見込みとして1,000万円という数字は出しましたけれども、詳しい収入が幾らとか支出が幾らとか伐採金が幾らとかというのは、これから入札するに当たってはお示しすることができないということでもあります。

○7番（及川幸子君） じゃあ、後日でいいですので、それは。

○議長（三浦清人君） ああ、入札が終わってね。

○7番（及川幸子君） 入札終わってから。

○議長（三浦清人君） 入札終わってから。

ほかに。2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 済みません、参考資料の47ページなんですけれども地図がありまして、この地図の見方を教えていただきたいんですけれども、伐採する箇所は緑色で塗りつぶされているところ、あと何か黄色でも塗りつぶされているところがありまして、それとピンク色でマークしてあるのが結構あちこちにあるんですが、それぞれ何か意味があると思うんですけれども、この色分けはどういうことを意味しているのか教えていただきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 済みません、説明が足りませんでした。



○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第24号 公有水面の埋立てについて

○議長（三浦清人君） 日程第10、議案第24号公有水面の埋立てについてを議題といたします。

町長、説明。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第24号公有水面の埋立てについてご説明申し上げます。

本案は、第2種伊里前漁港災害復旧事業に伴う公有水面の埋め立てについて、宮城県知事から意見を求められ、これに異議ない旨の答申をしたいので、公有水面埋立法第3条第4項に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明を求めます。建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 議案第24号の細部についてご説明します。

本案は、宮城県が伊里前漁港において物揚場災害復旧工事の施工に際し、海面の一部275.9平方メートルの埋立免許を出願したものであり、公有水面埋立法の規定により地元市町村長の意見を求められているものです。

議案関係参考資料48ページをごらんください。

震災前伊里前川の左岸にありました第3物揚場が被災しましたが、伊里前防潮堤の整備により現位置での復旧がかなわないことから、伊里前川の右岸で復旧整備するものです。計画平面図で、赤に着色した箇所が今回海面を埋立て、物揚場を整備する位置、黄色に着色した箇所が第3物揚場のあった位置です。物揚場の復旧整備は、漁業活動に必要であることから、埋め立てに異議がない旨の答申をいたしたいと考えます。

以上で細部説明といたします。よろしくご説明申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 今、この48ページの図面を見ているわけなんですけれども、現在通って歩いてちょっと場所が確認できかねるので、ここで確認します。今、防潮堤の工事をやっている下なのか、回っていったのどこなのか、その箇所をもう少し具体的にお願いします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君）　そうですね。既存の船揚場、ご存知だと思いますがその隣接する場所で、震災前ですと船揚場と水門に挟まれた位置にあります。

○議長（三浦清人君）　よろしいですか。

ほかに。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君）　1件だけお聞きしたいんですけども、この伊里前湾の海岸線の環境について、ネイチャーセンターのほうの講演会あったときに、伊里前川の近くにもこういった海岸線を再生する旨の話を聞いたことがあるんですが、この位置でいうとその進めている海岸線の再生のための場所というのは、この場所のどの辺に当たるんでしょうか。ちょっと、高校のネイチャーセンターの南三陸町の自然ということの中で説明された方が、伊里前川にも松原のような海岸を再生させたいというような話を聞いたんで、今わかっていたらその辺どのあたりに当たるのか、その辺だけ教えてください。

○議長（三浦清人君）　担当課はどこでしょう。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君）　海岸線の復元をということでは多分なくて、この伊里前は第1と第2防波堤、両脇防波堤に囲まれていますけれども、魚竜館の前から伊里前川の河口部含めてアマモの群落といいますか群集がございまして、震災当時それが残っているかどうかすごく心配していたんですが、その後順調に回復しているという話は聞いてございます。なので、多分その方がおっしゃりたかったのはアマモの群落地、ちょうどアマモが当然伊里前川を流れると、余計な窒素分はアマモが吸収するというので、ある意味この漁港内は1つの大きな浄化槽の役目を果たしているんで、そういう意味で昔のような環境を整えたいんだということをおっしゃったのではないかなと、想像してございます。

○議長（三浦清人君）　よろしいですか。

ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第24号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君）　なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第12 議案第26号 町道路線の認定について

○議長（三浦清人君） 日程第11、議案第25号町道路線の認定について、日程第12、議案第26号町道路線の認定について。

お諮りいたします。以上2案は関連がありますので、一括議題としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本2案は一括議題とすることに決定いたしました。

なお、討論・採決は1案ごとに行います。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま一括上程されました議案第25号及び議案第26号町道路線の認定についてご説明申し上げます。

本2案は、歌津地区内における町道浪板線に接続する路線、及び国道45号に接続する路線を新たに町道認定することについて道路法第8条第2項に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明を願います。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第25号・26号の細部説明を申し上げます。

今回認定を提案いたしました箇所につきましては、歌津の港地区でございます。2路線とも、港川のバック堤の工事によりまして公道から、町道からですけれども直接各民地に入り入れが不可能となった箇所がございます。今般バック堤の工事の中で、その機能補償ということで宮城県のほうでそれぞれ乗り入れできるような道路を造成してございます。

いずれ複数の方の利用が想定されることから、造成後の管理をしっかりと徹底するようにということの条件がついて国から認可をされている関係上、町がその部分を引き受けて町道として管理をしていきたいということでご提案させていただいております。

議案関係参考資料の50ページをお開き願いたいと思えます。

図面の見方は、上から下に道路が走っています。上が気仙沼方面、下が仙台方面。それから真ん中に太い、なかなか見づらいいんですけれども何か書いてございます。これは、右側が河

口部、左側が上流部というように見ていただければと思います。今回認定いただきたいのは、赤く着色した部分でございます。

まず、浪板支線でございます。今回造成する町道から直接乗り入れることができない箇所に、まだ民地が残っているということでございますので、乗り入れできるように88メートル、幅員4メートルの道路を民地の入り口まで造成する。そして、終点には車回しを設けて、通行に支障ないように対応するという部分でございます。

一方、港2号線でございます。震災前は、川に2つの橋がかかってございました。土地利用につきましては、港・石泉線からその橋を利用してそれぞれの土地に乗り入れをしてございました。ただ、残念ながらこの橋については占用許可をいただけていないということで、災害復旧事業での橋のかけかえは認められなかったという状況があります。ただし、そういうながらも右岸側には民地が数多く残っていますので、この利用を担保していただきたいということを踏まえて、県のほうで赤く着色した部分の道路を国道からつけることによって、その辺は担保できるだろうということで、所有者の方とも合意いただいて今回道路の整備を行ったところでございます。

いずれ、この道路について個人で管理できるレベルのものではございませんので、町のほうで引き受けて今後管理を進めていきたいと考えてございますので、よろしくようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑願います。

7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 港の地区なんですけれども、赤い線で新設して、この点々の今度つくった道路につながるわけなんですけれども、これは地域の人たちの要望に沿った形状なんでしょうか。というのは、ここ石泉に通じる道路があったんですけれども、登っていくとそれにつながるかと思うんですけれども、そこの道路が旧保育所の北側って言ったらいいんでしょうかね、稚魚の養殖をしていた関係上道路が、何年前でしたかね、この議場でもそのことが出たんですけれども、その辺は地権者とうまく話し合いになって、これができるようになったのか、その辺お伺いします。県との絡みの道路になっているようなので。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 議員ご質問は、港川の左岸側のお話だと思うんですが、今回国道から機能補償として造成した道路については右岸側でございますので、ちょっと話がもう少し図面をよく見ていただければと思うんですが、あくまでも右岸側にわたる橋がなくなったの

で、右岸側に行ける道路をつくったということでございます。

それから、議員のご質問については、当然これまでも町道がございましたので、そこについてはしっかり担保しながら、これとは別に町道として整備がされているという状況でございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

初めに、議案第25号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第25号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第26号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。2時30分、再開いたします。

午後2時06分 休憩

---

午後2時29分 再開

○議長（三浦清人君） 再開いたします。

---

### 日程第13 議案第27号 町道路線の変更について

○議長（三浦清人君） 日程第13、議案第27号町道路線の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第27号町道路線の変更についてご説明申し上げます。

本案は、国道45号の復旧整備等の進捗に伴う町道寄木線の起終点の変更について、道路法第10条第2項に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜

りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案書の35ページをお開き願いたいと思います。

議案第27号の細部説明をさせていただきます。

町道寄木線、町長説明のとおり国道45号線の切替工事の影響で、これまで町道の起点を大きく変更してございました。事業進捗によりまして、寄木橋の左岸側を起点とするよう今回変更するものでございます。

議案書35ページ中段に表がございます。これまでは、起点の位置が歌津字町向の122番地の1。具体にご説明いたしますと、今はないんですがガソリンスタンドがございました。その地先の地番でございます。新しい起点の位置は、伊里前185の12番地先と設定するものでございます。これによりまして、これまで延長が2,063メートルありましたのが、263メートル減の1,800メートルとなります。

議案関係参考資料の52ページをお開き願いたいと思います。

航空写真に路線を記入してございます。これまでの寄木線につきましては、工事の影響を避けるため青く着色した路線となっております。伊里前に入る前の国道から真っ直ぐに東側に行って、それから峠を越えて寄木地区の海岸線を走って皿貝地区に抜けるという路線でございました。

今般、国道45号の改良工事が進捗してまいりまして、間もなく開通の見込みとなっております。これにあわせまして赤く着色した部分、主に現在寄木橋というのが既に完成してございますが、この部分の左岸側に起点を変更するという内容でございます。国道45号線が供用開始すれば、これまで大きく迂回していた部分が直接橋を渡って寄木地区に通えるようになるという内容でございます。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。1点お伺いします。

現在、ここの起点・終点はわかりました。国道の工事をやっているわけなんですけれども、取りつけが現在年度内中には終わるものと思われまして。そうしたとき、ここの寄木側の開通と45号線の現在やっている工事、伊里前のところの開通はいつごろになるのか。そして、今仮設の道路を通っています。その仮設の道路は取り壊しになるのか、どのような形になるのか。

かお伺いたします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 国道45号の供用開始によって、新しく供用される路線が町道では2路線ございます。寄木線とあと石泉線ということで、現在鋭意工事を進めているという状況でございます。ただ、残念ながら年度内ということだけで、若干暖冬の影響もありまして雨が続きまして、少し工事がおくれているということは聞いてございますが、いずれ近々に供用開始の日が発表されるものというふうに考えてございます。寄木線、石泉線の供用開始につきましては、当然国道と同日に行いたいというふうに考えてございます。

現在使っている仮設道路につきましては、基本的には撤去するという予定でございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 現在使っている道路は撤去ということは今伺いましたけれども、これが完成した暁にはかなり寄木の橋、伊里前川の橋が高いわけですがけれども、あそこが今の考えですと今下をくぐって仮設の道路が走って、上は橋が寄木線にかかっているのをイメージするんですけども、そうした場合今その高さでいくとかなり高いところに寄木線に入る位置が高いところにすり合わせになるのかなというイメージがしますけれども、その辺は下にあるくぼ地といったらいいのか、以前震災前は田んぼだった。それに通い道になる道路も、これが撤去されることによって使われるのか、そこに接続する道路がなくなりますけれども、その辺はどのような考えでいるのかお伺いします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 寄木線赤い部分、S字の形をしてございます。これはなぜかという、今走っている国道までこのS字で距離を稼いで、そこまで車をおろすというためでございます。今後、もう一度実は切りかえをして、仮設の道路をまたつくって、その後に本設の部分をやる予定でございまして、なぜかといいますとこの写真にはないんですが、実は交差点のところから漁港に通じる道路も現在国道として使っております。これをなくすことが実はできなくて、バック堤ののり尻に新しく町道ができるんですが、それが完成するまではその国道は残しておいて、完成後に寄木線から伊里前漁港に通じている道路を撤去するというのでございますので、もうしばらく最終形には時間が必要だと考えてございまして、最終的にはほぼほぼ寄木橋を真っ直ぐ寄木のほうに向かって行って、当然ここは登り坂でございまして単純に真っ直ぐもっていてもいつかは、真っ直ぐ平らじゃないんですけども若干下がりますけれども、そのくらいで寄木線にぶつけていきたいなというふうに考えてご

ざいます。

○議長（三浦清人君） ほかにありませんか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第27号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第14 議案第28号 令和元年度南三陸町一般会計補正予算（第5号）

○議長（三浦清人君） 日程第14、議案28号令和元年度南三陸町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第28号令和元年度南三陸町一般会計補正予算の概要についてご説明申し上げます。

今補正につきましては、31事業を繰越明許費として計上したほか、本年度の最終整理予算としての位置づけのもと、各款各項にわたり減額等の措置を行ったものであります。

細部につきましては財政担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 議案第28号の細部説明をさせていただきます。

2ページをごらんいただきます。

今回は、40億4,382万7,000円を減額し、314億243万5,000円の総額ということでございます。

内訳を申し上げます。通常分が105億400万円、率で33.4%、震災復興分が208億9,000万円、率で76.8%となっております。通常分が大分ふえておりますが、台風19号の災害復旧費に係る予算が通常分として増額しているためでございます。

予算全体に占める投資的経費は、普通建設事業と災害復旧事業を合算いたしまして194億円、率で66.6%でございます。

次に、3ページ「第1表 歳入歳出補正予算」でございます。

歳入歳出の款項ごとの補正前の額、補正額、その合計額は3ページから8ページにお示したとおりでございます。今補正は、年度末の整理予算であります。令和元年度の各種事業において歳出事業の実績確定とともに予算残の生じたものを整理するとともに、それに係る歳入予算もあわせて整理するものとなっておりますことから、多くは減額補正となっております。詳細は、後ほどご説明させていただきます。

9ページをごらんください。「第2表 繰越明許費」でございます。

令和元年度の事業で年度末までに完了しなかった事業について、財源をつけて翌年度に繰り越すものでございます。各事業において、記載の金額を繰り越すこととなりますが、完成予定のみご説明を申し上げたいと思います。時間の関係から、上から順番に完成予定月のみ申し上げさせていただきます。

一番上、旧荒砥小学校構造物撤去事業から申し上げます。令和2年の9月、次が5月、次が8月、次が9月、次が12月、その下も12月、公有水面のところは6月、次が7月、次が3年3月、次が9月、次が3年3月、次が4月、次が3年3月、次が9月、ペレットボイラー事業が6月。次のページに入ります。上から3年3月、その下ずっと3年3月が5段続きます。2億4,000万円のところまでですね。よろしいでしょうか。次が2年の8月、次が5月、次が8月、水産加工従業員宿舎が5月、次が3年3月、次が12月、次が9月、次が5月、次が6月、次が12月、最後が12月となっております。

全体で31事業、繰越額で86億4,000万円ほどの明許繰越となっております。

続きまして、11ページをごらん願います。「第3表 債務負担行為補正」であります。

1事業を追加し、1事業を変更するものであります。新たに追加する事業項目は海岸保全事業、これは平磯漁港の防潮堤で、限度額6,000万円、期間は令和2年度までであります。次の変更ですが、事項としては八幡川西側環境整備事業で、限度額が7,260万円に変更ということでございます。祈念公園の排水処理事業ということでございます。

続きまして、12、13ページをごらんいただきます。「第4表 地方債補正」、起債の借りにかかわる補正であります。今回は、新規借入事業が1つと限度額の変更が10事業であります。

まず、追加は文教施設災害復旧事業、これは台風19号で入谷小学校校庭ののり面が崩れたものの修復事業で事業費は818万6,000円、このうち国庫支出金で3分の2が補填され、残りを起債で対応するものであります。

次の廃棄物処理事業は、12月補正で台風19号の災害廃棄物処理予算として起債措置しました

が、特別交付税措置に切り替わったことから限度額を540万円減額ということでございます。

次が漁港整備事業、限度額を1,500万円増額するものです。県が事業主体として行う泊漁港消波ブロック設置工事の負担金を起債を借りて対応するものであります。

13ページ観光振興事業は、限度額を1,000万円増額の3,680万円に変更いたします。これは、事業規模自体は変わりありませんが、過疎ソフト事業の借り入れの枠、ソフト事業の借入枠が増額したものであります。インバウンドや教育旅行、観光交流促進事業などのソフト事業に対する財源として充てるものであります。

逆に、次の道路新設改良工事から社会教育施設事業までの4事業、こちらは過疎のハード事業を充てておりましたが、枠配分が減額となったため借入限度額を減額いたします。道路新設改良事業のうち石泉線改良分で2,000万円の減で1億1,900万円、道路維持事業のうち歌津跨線橋の防水工事分で710万円の減で2,250万円、消防防災施設整備事業のうち消防ポンプ車整備分で480万円の減で1億788万円、社会教育施設整備のうち入谷公民館事業が3,310万円の減で、それと合わせて平成の森球場電光掲示板の整備の発注差分で860万円を減額いたしまして、限度額が2億6,980万円と変更するものであります。過疎ハードは、県全体の要望が多いため、市町村ごとの枠配分が減ったものでございます。

次の公共土木施設災害復旧事業は、台風19号に係る道路・河川・橋梁に係る災害復旧に要する財源で3億9,000万円を追加し、限度額を6億1,500万円に変更いたします。

次が農林水産施設災害復旧事業、同じく台風19号による用水路や農道・林道に係る分、公共施設の分に係る追加で1億220万円、限度額を2億1,190万円に変更するものであります。

最後は臨時財政対策債、ご案内のとおり国の交付税財源の一部として配分されるもので、740万円増額されたものでございます。

地方債補正は以上でございます。

次に、予算の詳細に入らせていただきます。

17ページ、歳入から申し上げます。

さきにも申し上げましたが、本補正は整理予算でありますので、多くは残予算の減額となっておりますので、個別の説明は増額部分を中心に申し上げさせていただきたいと思っております。

まず町税関係、町民税それから個人現年課税分、これが2,200万円の減、法人課税分で2,200万円の減、それから2項1目固定資産税は1,565万円の増。いずれも実績見込みに応じて補正をするものでございます。

18ページ2款地方譲与税の3項1目森林環境譲与税1,039万7,000円の追加ですね。本制度が



平成31年度施行され、本年度初めて交付されるものであります。私有林・人工林面積と、それから林業就業人口数、それから人口数などをもとに算定して配分され、間伐や人材育成・担い手育成など幅広く活用できるものですが、今年度は基金に積み立てて次年度以降活用するものです。

19ページをごらん願います。こちらは、いずれも県の見込みにより計上していた予算が減額となったものでございます。

20ページ、9款2項1目子ども・子育て支援臨時交付金、幼児教育無償化に伴い町が減収となる分について国から交付されるものでございます。

21ページ、地方交付税14億6,800万円の減、令和元年度事業の精算に伴う減ということでございます。保育所利用料は、利用実績の増により増額となっております。

22ページ、国庫支出金1項1目民生費国庫負担金、社会福祉費・児童福祉費、それぞれに実績に応じての増額となっております。

3目災害復旧費国庫負担金1節で19億7,300万円の減、漁港の復興事業関係の国庫負担収入となっております。2節公共土木施設災害復旧費負担金7億2,021万3,000円の増、台風19号関係道路河川工事に係る予算を追加しております。それから3節公共学校施設災害復旧費負担金、こちらは入谷小学校の校庭のり面に係る分の国庫負担でございます。

23ページ、2項国庫補助金4目1節水産業補助金の中の過年度農産漁村地域整備交付金7,119万円の増は、折立漁港左岸工事分でございます。2節農業費補助金産地緊急支援事業補助金416万円の増は、台風19号に係る圃場整備地区への営農再開支援の補助金でございます。

24ページ、7目災害復旧費国庫補助金2節の公共土木施設災害復旧で240万円追加でございますが、震災復興祈念公園分、それから3節の農林水産業施設1億7,626万4,000円の追加は、林道と用水路復旧に係る補助金であります。

次に25ページ、15款2項4目農林水産業費県補助金3節の水産業費補助金の最下段浜の活力再生成長促進交付金1,300万円追加は、ふ化場の台風被害復旧に係る交付金収入であります。

26ページはごらんのとおりでございます。

27ページ、6款財産収入2目の不動産売払収入は、町有地の売払収入で1,692万7,000円、2名1団体への売払実績でございます。それから、移転促進団地売払収入は志津川西、及び東、そして中央、さらに寄木と柘沢団地の売払収入となっております。28ページ、18款繰入金2項基金繰入金の中の6目復興交付金基金繰入金ですが、補正前で57億7,000万円を計上しておりましたが、事業実績を踏まえ14億8,000万円を減額して42億9,000万円とするものであり

ます。

続きまして29ページ、11目財政調整基金繰入金は4億1,000万円を取り崩して、本3月補正予算を調製しております。財政調整基金を切り崩した形での補正となっております。

30ページの20款1項2目雑入でございます。各種事業の実績に基づき、増減補正をいたしております。

31ページの町債につきましては、先ほど地方債補正で申し上げたとおりでございます。

続きまして、歳出に入らせていただきます。32ページをごらんいただきます。

1款議会費、不用額の整理のための補正となっております。

2款総務費、33ページをごらんください。こちらも実績により整理をいたしております。

34ページ、5目財産管理費15節工事請負費は、旧荒砥小学校体育館撤去費でございます、こちらは次年度改めて予算化するため一旦減額をいたします。25節積立金の公共施設維持管理基金、こちらは8億500万円を積み立ていたします。財源は、主に復興交付金となっております。

35ページ、こちらは実績による整理予算となっております。

36ページ、まちづくり推進費の25節積立金ふるさとまちづくり基金積立金につきましては、ふるさと納税の実績に応じて整理するものでございます。

37ページ地方創生費、いずれも実績による整理でございます。

38ページ、2款3項1目19節通知カード・個人カード関連の事務の交付金200万円追加でございます。こちらは全額国費からの補助を財源としております。

39ページ選挙費は実績による整理、40ページも同様でございます。

41ページ1目児童福祉総務費の19節負担金、子どものための教育保育等利用給付費負担金700万円追加、民間保育施設における教育保育費の令和元年度公定価格改正に伴う増額となっております。

42ページは実績による整理。

43ページでございますが、3項1目災害救助費15節工事請負費の減額4,839万円は、廻館仮設住宅の解体を予定してございましたが、今年度は見送ることになり減額するものでございます。

それから44ページ、こちらは実績による整理、45ページも同様でございます。

46ページをごらん願います。3目し尿処理費15節工事請負費給水管施設整備工事で1,036万7,000円の減であります。こちらも執行残を減額するというものでございます。

47ページ、農林水産業費1項3目農業振興費19節595万6,000円の追加、強い農業担い手づくり総合支援事業補助金で284万4,000円、台風関連で農業ハウスの修繕補助として2件分、それから農業機械修繕で1件分を支援するものです。次の農地緊急支援事業補助金416万円の追加は、圃場整備地区の台風被害からの営農再開への支援でございます。

48ページは、実績整理。

49ページごらん願います。2項2目林業振興費25節積立金、森林環境整備基金積立金1,039万7,000円の追加は、森林環境譲与税の財源を積み立てるものでございます。

50ページは、実績により整理するものです。

51ページ、漁港建設費15節9億5,000万円の減、19節負担金で1,500万円追加で、こちらは県営事業による漁港施設強化事業として泊浜漁港の消波ブロック設置事業に対する負担金を追加するものです。

52ページ、商工振興費22節補償・補填及び賠償金202万6,000円追加、こちらは中小企業振興資金融資あっせん条例に基づき事業者が融資を受けたものについて保証協会が代理弁済した場合、その一部について町が補填するというものでございます。

53ページは、実績による整理。

54ページをごらんください。7款土木費2項3目道路新設改良費、道路新設改良工事1億5,000万円の減、町道1号線改良財源として見込んでおりました社会資本総合補助金が大きく減額されたことに伴い、こちらも減額となっております。

55ページは実績による整理。

56ページをごらんください。8款1項3目消防防災施設費19節負担金で消火栓設置負担金360万円を減額しております。これを含めて、後に出てきます復興費のほうで、改めて予算を計上し直しております。

57ページ、9款教育費2項小学校費及び3項の中学校費、いずれも実績による整理でございます。

58ページ、4項社会教育費も実績による整理予算でございます。3目公民館で、財源内訳が地方債で3,310万円減額となっております。こちらは地方債補正で申し上げましたが、過疎債の枠配分が減額されたということから、財源内訳を補正しております。

続いて59ページ、保健体育費は実績による整理。

60ページをごらんください。災害復旧費1項1目農業施設災害復旧費は、台風19号による農業施設災害復旧工事1,000万円の追加。押館地区コンクリート側溝の仮設の復旧工事費でござ

います。2目林業施設災害復旧費2億9,439万4,000円の追加は、これは19号の林道災害の復旧事業分でございます。3目の漁港施設災害復旧費15節工事請負費15億円の減額は実績に基づきまして減額し、次年度改めて計上するというものでございます。

61ページ、2項1目道路橋梁災害復旧費15節台風19号の道路災害復旧工事に4億7,469万5,000円を追加、既定予算と合わせますと5億4,800万円ほどになります。その下の河川災害ですが、今回追加分で5億9,800万円、既定予算と合わせて6億100万円という予算規模となっております。

続きまして、62ページをごらん願います。10款3項1目15節消防団拠点施設災害復旧工事で418万2,000円の減は、寄木、中山の消防屯所完了に伴う入札差金の減であります。

それから、4項1目公立学校施設災害復旧費820万円の追加は、入谷小学校の校庭のり面工事。

11款公債費は、元金・利子ともに減額しておりますが、災害援護資金の返済にあわせて整理をいたしております。

63ページ、12款1項1目復興管理費23節過年度復興交付金返還金3,298万6,000円は、平成30年度の宅地の売上分を返還に回すものでございます。

25節積立金は、こちらも平成30年度の復興交付金の精算として、返還分を基金に積み立てます。

続いて64ページ、3目復興推進費25節積立金復興基金積立金500万円の追加は、当初1,000万円を計上しておりましたので合わせて1,500万円、寄附金の実績にあわせて補正するものです。

65ページ、農山漁村地域復興基盤総合整備事業の19節負担金については、圃場整備事業における6工区の補完工事に係る一部負担の予算であります。2目漁業集落防災機能強化事業費については、9億6,100万円を減額して新年度に改めて再計上いたします。

66ページをごらんいただきます。こちらも関係各種復興事業をそれぞれ実施いたしまして、その実績に応じて残予算について減額するものでございます。

続きまして、67ページ復興効果促進費、こちらも1目から5目まで前ページの基幹事業に付随する復興効果促進分を事業実績により整理するものであります。なお、6目の市街地小規模施設事業費ですね、先ほど申し上げました消防費で減額した消火栓をこちらに計上し直すものでございます。その上で、繰越事業とさせていただきます。

最後に、予備費であります。2億7,148万9,000円を追加して、6億1,000万円とします。補正前の額の3億3,000万円ほどであります。既に台風19号でおおよそ3億円ほど流用済みで、

さらに前年度からの繰越事業において施越となる金額が相当額3億2,000万円ほど見込まれることから、予備費を確保する必要があるということで増額いたしております。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） 担当課長によります説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。  
5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 済みません、ちょっと説明が広範にわたっておりますので、私のほうからはでは全般的な部分1つと、それから非常に細かいところで恐縮ですけれども1つ、3点お伺ひしたいと思います。

まず広範にわたってですけれども、何ページと申しますなかなか難しいんですけれども、整理予算ということで各審議会だとか委員会、審査会、協議会等ですね、会議の開催日数に合わせての減額というものが数多くの項目で見られます。例えば32ページ等には情報公開個人情報保護審査会委員報酬とか、さらにその先35ページ等には防災会議委員とか安全・安心なまちづくり推進会議委員とかですね、さまざまございます。申し上げたいのは、会議をすればいいというものでもないと思うんですけれども、こういう審議会等に諮る議案であるとか諮る内容を、恐らく行政職員の皆さんが事務局を担って「こういうことを審議してくれ」というお話をされているんだと思いますけれども、会議のための会議と申しますか、年に1回はやらなきゃいけないのでやるというようなものではなくて、委員の皆さんから「こういうことについて話し合ったらどうか」とか、必ずこれを議論しなければいけないわけではないけれども「昨今の状況はこうである」と、そういう情報共有の場にもしていただいて、有効に町民の皆さんの代表でもあるわけですから、そういう審議委員の皆さんは、そういう会議を積極的に開催していくべきではないかと思ひます。

今回の補正予算全般を見ますと、当初の見込みは少し大きめに取っているとはいえ、実際に会議が行われた実績が少ないなというふうに感じると、それはもったいないなと、残念だなと率直に思ひわけでございますので、そのあたり各課にまたがることでございますので、お一人お一人担当の方にお話を伺うというわけではなくて、全般としてそういったことが会議のための会議にならないように、しっかりと取り組んでいただきたいと思ひわけでございますけれども、補正予算編成に当たってどのようにお感じになったか、それをまずお伺ひしたいのが1点目です。

それから、歳入のほうですかね。21ページですね、最上段に震災復興特別交付税の減額分がござひます。額が非常に大きいので、精算分ということで足したり引いたりがあるんだ

ろうと思いますが、ここの細かな内容ですね。今申し上げられる範囲で結構ですので、お伺いしたいということが2点目です。

それから23ページ、それから歳出のほうで同じ項目が出てくるんですけども、38ページですね。本定例会の冒頭に手数料条例のところ、個人番号の通知カードそれからマイナンバーカードの利用率・普及率等についての質疑がありましたけれども、この200万円入ってきてそのまま支出に向かっているんですけども、どのような内容で使われたものなのか、使うものなのかお示しいたきたい。

以上3点お願いいたします。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 各種委員の費用弁償とか、その会議に係る分の予算残でございますが、恐らく総じて言えば必要な分についての会議はそれぞれ持たれて、実績としては実施されたんだろうというふうに理解しております。ただ委員会の組織によっては、定数に満たない委員の状態にまだなっていて、しかし今年度委員を充足したいということから、予算は定数に合わせてとりながらも充足に至っていないとか、そういった場合には予算残として出てきます。

それから、委員会の性質によっては、いわゆる委員会の審議事項とされる問題といいますか、いわゆる検討事案が生じたときに対応すると。例えば固定資産評価なんかの審査委員会などは、そういう事案が出ればその問題についての審議会が持たれるということですので、それらは何ものなれば残額として出てくるのが通例でございます。

そういったことから、もちろん会議のための会議というのは余りなく、必要な部分については十分に委員会に情報提供し、共有できる努力はしているというふうに理解しております。

それから、21ページの震災復興特別交付税の事業の内訳でしょうかね。内容が本当に多岐にわたっております、30以上の事業項目にちょっとなっているんで、大きいもので申し上げればやはり防潮堤事業でありますとか、それが9億2,000万円。それから、長期派遣の職員に係る交付分で6億2,000万円。それから、町道改良新設工事の平磯蒲の沢2億8,000万円とか、それから漁集関係で3億円とか、さまざまな事業がたくさんございまして、それらに係る分として一括震災復興特別交付税という財源の中でいただき、それぞれ事業ごとにあとは実績精算をしていくというようなものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） それじゃあ、通知カード・番号カードの関連事務費についてなんですけれども、こちら国の法定受託事務ということで全額国のほうから交付されるんですけれども、一番大きなものはこの個人番号カードを全国組織、地方公共団体情報システム機構という共同で処理する組織があるんですけれども、そこへの負担金が一番大きな形になっていまして、歳出でも200万円というふうに記載しているんですけれども、そのほかに事務費であったり人件費であったり、それらに充当するような形になっております。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 1点目ですね、特に例えば環境審議会であるとかその審議会の会議につきましては、設置する条例を根拠に設置しなければいけないものとかもございまして、やらないなら予算計上するのをやめたらというのは、いかにも乱暴な意見ではあるんですけれども、一方でずっとやはり置いてあると惰性といいますか、日々の情報更新が行われていないというようなこと、それから会議をなるべくスムーズにとといいますか、落としどころを最初から定めておいて、そこに向かっての会議というふうなことが行われていないとも限らないといいますか、どうもそういう会議があるらしいという話は私の中では何うことがございます。

ですので、具体的に「この会議は」「この会議は」という話ではないんですけれども、事務をとる皆様といたしまして、やらなければいけないからやるんだということではなくて、一つ一つの会議の意味に立ち返っていただいて、有効な活発な議論が起こるような仕掛けにしていていただきたいなというふうに感じております。

こう申し上げますのは、私がいろいろな協議会といいますか、役場に委嘱されて入っている協議会・審議会等ではなくて、町民の皆様といろいろな活動を行っていく中で、会議に出るのがおもしろければ次回以降も参加したいなと思うんですが、率直に結論が最初からあってそこに向かっていくための会議というのは、なかなか参加する側のモチベーションが上がっていかないという現実を何度も目の当たりにしておりますので、行政職員の皆様の行う会議の仕組みとして「何でも言っていていいですよ」というのはなかなか難しい側面もあるとは思いますが、意識はしていただいていただきたいなというふうに思いますので、今申し上げたところでございます。

復興交付金につきましては、40以上の事業にそれぞれ振り分けられて、3月の補正予算のときに毎回申し上げているかなと思うんですけれども、いわゆる真水であるとかそうでないとか、色がついている、ついていないという部分の把握だけはしっかりしていただいて

いということを毎回申し上げておりますので、ただいまのご答弁の中でも見きわめはしっかりできているというようなご答弁だったと思いますけれども、なお一層正確性を上げていただきたいと思いますというふうに思います。

通知カードですけれども、全国組織への負担金が一番大きいということであると、マイナンバーカードを町民がそこまで必要としているのかどうかというところをもうちょっと考えたほうがいいのかと、本質的には思っております。普及率10%ちょっとですので、通知カードでも用が済ませられるという現状がある中で、何とかマイナンバーカードに切りかえていきたいということのようですけれども、そのための費用としては使われていないということなのかと思いますので、普及率を上げていくことが目的化してしまっていて、それはあくまで手段であろうと思いますので、入ってきた予算がそのまま負担金として外に出ていってしまっているということであれば、南三陸町の町民の皆様にとってマイナンバーカードが身近になるための事業としては使われていないのかなと思っておりますので、そのあたりどういう普及啓発それから周知の方法をしていくのか、もしくはしているのか、していく必要があるとお感じなのかお伺いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 会議の持ち方とか、あるいはその会議自体の性格、そういったことで住民の方からさまざまな意見が闊達に出てくるような、そういった心がけということは職員のほうでも心がけていくべきだろうと思います。とはいえ、会議の性質によっては粛々とご承認をいただくという必要のある場合もありますので、それらはTPOに合わせて住民の方々の意向を十分に反映できる努力は必要だというふうに考えております。

財源の掌握につきましては、先般も財政委員会のほうでさまざま調査をいただきましたけれども、なお一層精度を上げてまいりたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 負担金のほうなんですけれども、その組織については人件費であったりあとは機械の経費であったり必要な部分でございますので、そちらの負担金はそういうところなんですけれども、カードの普及に関しましてはあと数年後には9割・10割を目標としているというような国の方向でございます。町といたしましても、いろいろな形でカードが利用できるように、例えば保険証への利用等を今進めていたりするところでございます。それから、普及する手段としてこれまで申請の際には自分で写真を撮って持ってこなくちゃいけなかったんですけれども、今回事務費等で写真を撮影するサービスなんかもできる



ような形で進めていきたいということで、年度末にそういった写真を撮れる機械を導入して、早めにそういった形で周知していきたいというふうに考えておりますので、今後皆様方にカードを持っていただくようによりしくお願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） お諮りいたします。本日は議事の関係上、これにて延会することにした  
いと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会すること  
とし、明5日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。ご苦労さまでした。

午後3時23分 延会